

事業概要

令和6年度

(令和5年度実績)



浜松市児童相談所

目 次

I	浜松市の概要	
1	沿革	1
2	人口	2
II	児童相談所の概要	
1	児童相談所の沿革	3
2	組織	3
3	人員・事務分掌	4
4	児童相談所について	
(1)	児童相談所の業務状況	5
(2)	児童相談所の機能	5
(3)	相談の種別	7
(4)	相談・援助活動の体系	8
(5)	援助の内容	9
III	令和5年度の概要	
1	相談の内容	
(1)	相談種類別受付件数の推移	10
(2)	経路別受付件数の推移	11
(3)	年齢別受付件数の推移	12
(4)	相談対応別件数の推移	13
(5)	区別相談種類別受付件数	14
(6)	区別経路別受付件数	15
(7)	区別年齢別受付件数	16
(8)	区別相談対応別件数	17
(9)	児童福祉施設等入所状況	18
(10)	児童福祉施設等在籍状況	18
2	一時保護の状況	
(1)	一時保護所における保護の状況	19
(2)	一時保護委託の状況	20
(3)	一時保護所「わかばのいえ」での生活状況	22
3	相談種類別の内容	
(1)	養護相談	23
(2)	障害相談	25
(3)	非行相談	27
(4)	育成相談	28
4	児童虐待について	
(1)	児童虐待に関する相談	30

5	里親について	
(1)	里親・里子の状況	3 3
(2)	ショート・ルフラン事業	3 4
(3)	里親支援事業	3 4
6	児童相談所職員の活動状況	
(1)	児童福祉司、相談員の活動状況	3 9
(2)	児童心理司の活動状況	3 9
(3)	保健師の活動状況	4 1
(4)	通訳対応状況	4 1
(5)	嘱託医による医学的診断の状況	4 1
(6)	要保護児童対策地域協議会	4 1
(7)	浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会	4 5
(8)	児童福祉週間事業	4 5
(9)	児童虐待防止・健全育成活動	4 5
(10)	研修実績	4 7
	(参考) 主要関係機関一覧	5 1

表紙デザイン：市章

上下対称的なデザインは、自然環境の循環と共生の形であり、上部は浜松市北部の豊かな森林を、下部は浜名湖と遠州灘の美しい「うみ」を表している。また、白い波の形は、遠州灘の白波であり、浜松市の躍動と発展を表現している。

(平成 17 年 7 月 1 日制定)

I 浜松市の概要

1 沿革

本市は、首都圏と関西圏の 2 つの経済圏のほぼ中間に位置し、東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路などが通る交通の要衝にあります。広大な森林をはじめ、天竜川や浜名湖、遠州灘などの自然環境に恵まれているとともに、J R 浜松駅を中心とした都市的機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業が盛んな平野部、広大な森林を擁する中山間部、さらには漁業が営まれる沿岸部と全国に類を見ない地域の多様性を有しています。

明治 21 年の市制・町村制の公布により翌 22 年に浜松町、明治 44 年 7 月 1 日に市制施行により浜松市が誕生しました。昭和 30 年代から 40 年代にかけ周辺町村と合併し、市域を拡大しました。この間、繊維、楽器、オートバイの三大産業が飛躍的な発展を遂げ、産業都市としての地位を確立しました。平成 8 年には、政令指定都市に準ずる中核市へ移行し、平成 17 年 7 月 1 日には、天竜川・浜名湖地域の 12 市町村が合併し、人口約 82 万人、市域は南北約 73 k m、東西約 52 k m、総面積は 1,558.04 k m² となり、全国 2 番目の市域を誇る都市になりました。そして、浜松市制 100 周年を迎えた平成 23 年 7 月 1 日には、輝く未来に向けて「浜松市民憲章」を策定し、「浜松市平和都市宣言」を告示しました。令和 6 年 1 月 1 日には浜松市を取り巻く課題に対応するために行政組織の見直しを行い、7 つある行政区を 3 つの行政区に再編し、新たな浜松市が誕生しました。



市の花：ミカン

気品あふれる純白の花は、初夏になると一斉に咲き誇り、甘くさわやかな香りを辺り一帯に漂わせます。市の温暖な気候風土を活かして栽培されるみかんは、全国的なブランドとなっています。

(平成 18 年 11 月 28 日制定)



市の木：マツ

海岸部にあってはクロマツ、内陸部にあってはアカマツが多く見られ、市名の一部にもなっています。市内には古木、名木が存在し、これらにまつわる伝説が現在も市民に語り継がれています。

(平成 18 年 11 月 28 日制定)



市の鳥：ウグイス

春の訪れを告げる鳥として広く親しまれ、夏には市の山間部で繁殖し、冬には平野部の公園や人家の庭先にも現れます。人々の心を和ませる美しく澄んだ鳴き声は音楽のまち・浜松を象徴しています。

(平成 18 年 11 月 28 日制定)

2 人口

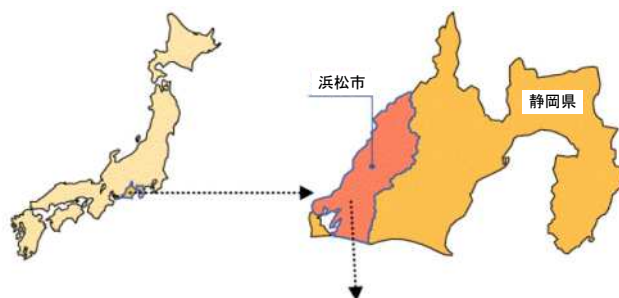
管轄区域及びその区域内の人口

(人)

		区域内人口	男	女	内児童数
浜松市		786,792	392,312	394,480	117,384
内 訳	中央区	605,938	302,532	303,406	90,628
	浜名区	155,558	77,415	78,143	24,444
	天竜区	25,296	12,365	12,931	2,312

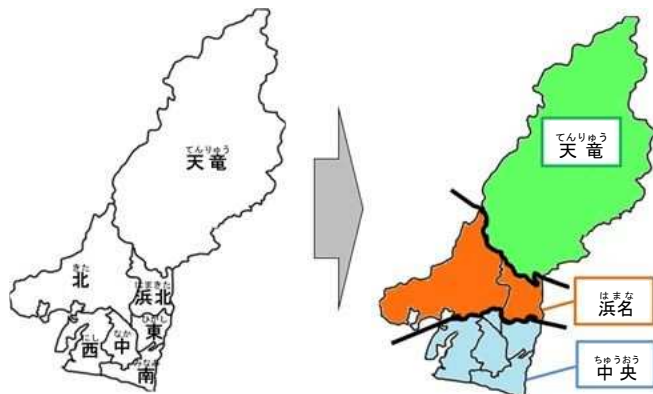
※令和6年4月1日現在の住民登録数にて人口表示。

※令和6年1月1日から、中区・東区・西区・南区・北区（三方原地区）を中央区へ、北区（三方原地区以外）・浜北区を浜名区へ再編。



●R5.12.31 まで（7 区）

●R6.1.1 から（3 区）

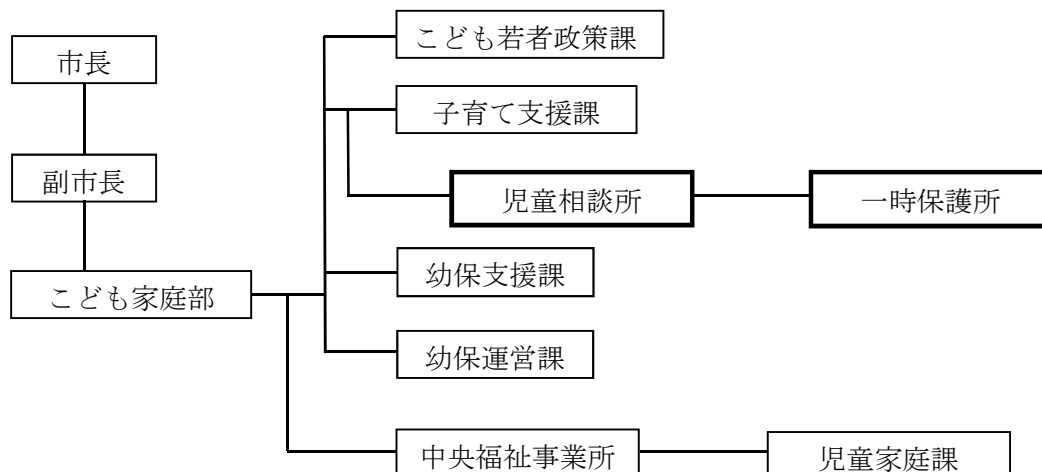


Ⅱ 児童相談所の概要

1 児童相談所の沿革

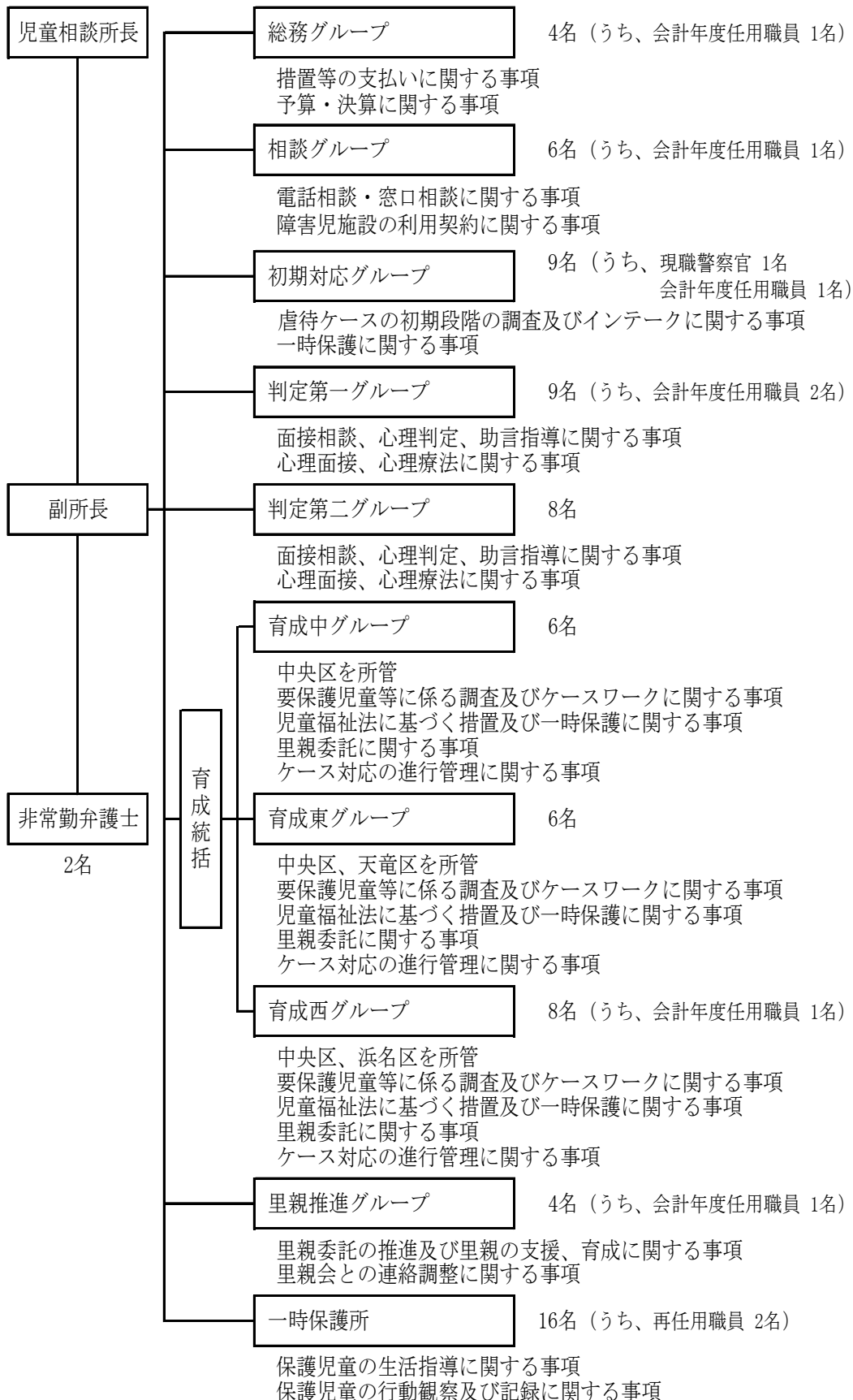
平成 17 年 4 月	保健福祉部児童家庭課より職員（2人）を静岡県西部児童相談所へ派遣研修
～ 10 月	静岡県中央・西部児童相談所へ職員（1人、4人）を追加派遣研修
平成 18 年 4 月	保健福祉部内に保健福祉施設設置準備室開設 静岡県中央・西部・東部児童相談所へ職員（13人）を追加派遣研修
平成 19 年 4 月	政令指定都市移行に伴い浜松市児童相談所及び一時保護所を設置、 相談グループ、総務グループ、判定グループ、育成グループを配置
平成 20 年 4 月	育成グループを育成中グループ・育成東グループ・育成西グループの3グループに改正 教育委員会指導主事（1人：併任）を配置 静岡県中央児童相談所へ職員（1人）を2年間派遣研修
平成 21 年 2 月	ポルトガル語通訳（1人）を配置
平成 22 年 4 月	教育委員会指導主事（1人：併任）を追加配置 静岡県立吉原林間学園（児童心理治療施設）へ職員（1人）を1年間派遣研修
平成 23 年 4 月	総務グループと相談グループを総務・相談グループに改正
平成 24 年 4 月	静岡県立吉原林間学園（児童心理治療施設）へ職員（1人）を1年間派遣研修
平成 25 年 4 月	初期対応グループを新設、判定グループを判定第一グループ・判定第二グループに 改正、虐待対応協力員に警察官OB（1人）を配置 静岡県立磐田学園（福祉型障害児入所施設）へ職員（1人）を1年間派遣研修
平成 26 年 4 月	独立行政法人国立病院機構天竜病院へ職員（1人）を1年間派遣研修
平成 27 年 4 月	育成中グループを育成中・里親推進グループに改正、虐待対応協力員に警察官OB （1人）を増員 独立行政法人国立病院機構天竜病院へ職員（1人）を派遣研修
平成 28 年 4 月	独立行政法人国立病院機構天竜病院へ職員（1人）を派遣研修
平成 29 年 4 月	育成中・里親推進グループを育成中グループと里親推進グループへ、総務・相談 グループと初期対応グループを総務グループと相談・初期対応グループに改正
平成 31 年 4 月	非常勤弁護士（1人）を配置
令和 3 年 4 月	非常勤弁護士（1人）を追加配置
令和 4 年 4 月	相談・初期対応グループを相談グループと初期対応グループに改正
令和 5 年 4 月	警察官OBに代わり、現職警察官（1人）を配置

2 組織（令和6年度）



3 人員・事務分掌

■児童相談所の組織（令和6年4月1日現在）



4 児童相談所について

(1) 児童相談所の業務状況

① 児童相談所の設置

児童相談所は、児童福祉法に基づき、都道府県、指定都市等に設置される児童福祉の専門機関です。

② 児童相談所の目的

児童相談所は、市区町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に適切な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的に設置される行政機関です。

児童相談所における相談援助活動は、すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるようこども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われます。このため、常にこどもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要となります。

③ 主な業務

- (ア) こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (イ) こども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (ウ) こども及びその保護者につき、(イ)の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- (エ) こどもの一時保護を行うこと。
- (オ) こどもの施設入所等の措置を行うこと。
- (カ) 里親に関する業務を行うこと。
- (キ) こどもを養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 児童相談所の機能

① 相談機能

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じてこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫したこどもの援助を行います。

② 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護、又は適当な者に一時保護を委託します。

③ 措置機能

子ども若しくはその保護者を児童相談所その他の関係機等の事務所に通わせ、子ども若しくはその保護者の住所等において、児童福祉司、児童委員、児童家庭支援センター等に指導させ、子どもを児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親に委託する等します。

④ 区援助機能

区による児童家庭相談への対応について、区に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

⑤ その他の機能

(ア) 民法上の権限

児童相談所長は、親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失（親権喪失等）の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。

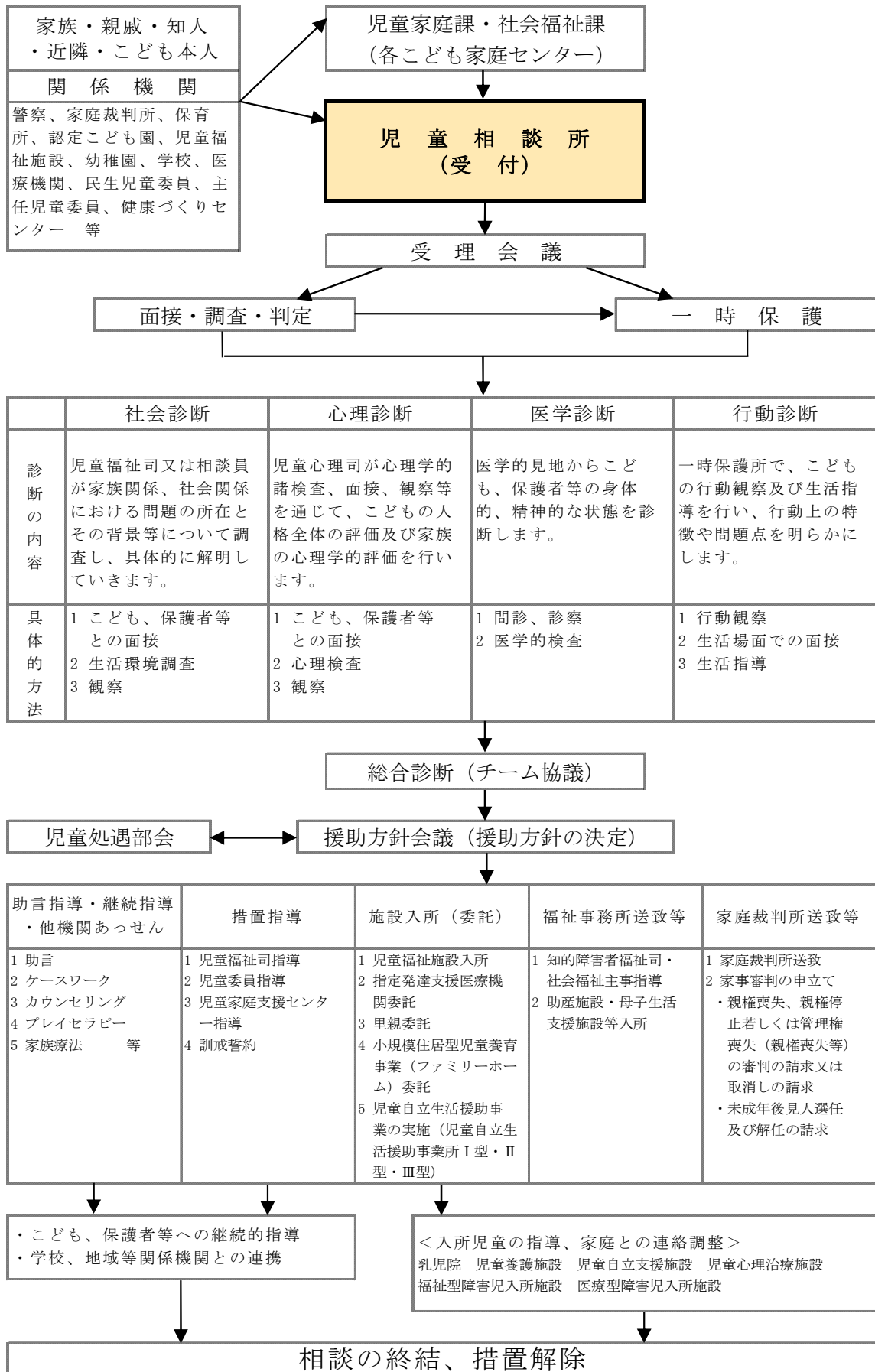
(イ) 家庭及び地域への援助活動

地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、区における要保護児童対策地域協議会の運営の支援など、区とともに関係機関のネットワーク化を推進します。

(3) 相談の種別

相談の種類		内 容
養 護 相 談	1 児 童 虐 待 相 談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する行為に関する相談 (身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行、性的虐待：性交・性的暴行・性的行為の強要、心理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者・家族に対する暴力、ネグレクト：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児)
	2 そ の 他 の 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談
3	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有するこどもに関する相談
障 害 相 談	4 肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞を有するこども等に関する相談
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	9 発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害注意欠陥多動性障害等のこどもに関する相談
非 行 相 談	10 ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のないこどもに関する相談
	11 触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談
育 成 相 談	12 性 格 行 動 相 談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有するこどもに関する相談
	13 不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にあるこどもに関する相談
	14 適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談
16	そ の 他 の 相 談	1～15のいずれにも該当しない相談

(4) 相談・援助活動の体系



(5) 援助の内容

援助の種類			内 容
在宅指導	措置によらない指導	助言指導	1 回ないし数回の助言、指導等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるこどもや保護者等に対する指導等を行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱えるこどもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的な指導（治療）等を行う。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合にこどもや保護者等の意向を確認の上、該当機関へあつせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識技術を要する場合にこどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる場合に指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる場合に指導を委託する。
		知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に指導を委託する。
		障害者等相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であつて地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる場合に指導を委託する。
		指導の委託	当該指導を適切に行うことができる者へ指導を委託する。
	訓戒・誓約措置		こども又は保護者に注意喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に必要に応じて訓戒若しくは誓約書を提出させる。
児童福祉施設入所措置		家庭でのこどもの養育が困難であつて専門的な治療指導等が必要な場合にこどもの状態に応じて適切な施設を紹介し入所させる。	
指定発達支援医療機関委託			
里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託			保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めないこどもを対象として、登録された里親又はファミリーホームへ委託する。
児童自立生活援助事業の実施（児童自立生活援助事業所Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）			義務教育を終了したが、未だ社会的自立ができていないこどもを対象として、自立のための援助及び生活指導を行うため、児童自立生活援助事業所Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型へ委託する。
福祉事務所送致等			こどもや保護者等を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産や母子保護の実施が必要である場合、保育の実施が必要である場合又は 15 歳以上のこどもについて障害者支援施設へ入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。
家庭裁判所送致			こどもを家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合やこどもの拘束や強制措置が必要な場合に行う。
家庭裁判所に対する家事審判の申立て			児童虐待等の場合で親の同意を得られない場合の施設入所の承認や親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求、未成年後見人選任・解任の請求、引き続いての一時保護の承認の申立てを行う。
その他未成年者に対する援助			こども以外の未成年者が保護者から虐待や不当な介入等を受けている場合、親権喪失等の審判請求や未成年後見人の選任請求等を行なうことを検討するほか、弁護士や警察へ相談するよう助言を行う。

Ⅲ 令和 5 年度の概要

構成比は、少数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は 100%にならない場合があります。

1 相談の内容

(1) 相談種類別受付件数の推移

令和5年度の相談件数は、2,397件であり、相談件数が最も多いのは障害相談の「知的障害」相談で1,390件です。これは、療育手帳の新規申請・再判定等が多いことによるものです。

(件：％)

年度 相談種類別		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
養護 相談	児童虐待	691	25.9	750	26.5	758	25.0	801	29.4	697	29.1
	その他	162	6.1	230	8.1	205	6.8	195	7.2	185	7.7
保健相談		1	0.1	2	0.1	2	0.1				
障害 相談	肢体不自由	10	0.4	10	0.4	8	0.3	3	0.1	4	0.2
	視聴覚障害										
	言語障害										
	重心障害	1	0.1	4	0.1	8	0.3	5	0.2	7	0.3
	知的障害	1,709	64.0	1,577	55.7	1,809	59.6	1,512	55.4	1,390	58.0
	発達障害	3	0.1	3	0.1	4	0.1	2	0.1	1	0.1
非行 相談	ぐ 犯	3	0.1	9	0.3	10	0.3	6	0.2	1	0.1
	触 法	13	0.5	12	0.4	6	0.2	6	0.2	8	0.3
育成 相談	性格行動	56	2.1	36	1.3	42	1.4	41	1.5	30	1.3
	不登校	7	0.3	5	0.2	8	0.3	12	0.4	4	0.2
	適 正	2	0.1	4	0.1	4	0.1			1	0.1
	育児・しつけ	4	0.1	5	0.2	3	0.1	7	0.3	3	0.1
その他		7	0.3	182	6.4	169	5.6	137	5.0	66	2.8
合 計		2,669	100	2,829	100	3,036	100	2,727	100	2,397	100

(2) 経路別受付件数の推移

令和5年度の相談受付件数を相談経路別に分類すると、以下のようになります。最も多いのは「福祉事務所」の803件であり、この多くは療育手帳の申請が各区役所で受付され児童相談所へ送付されてくることによるものです。

(件：%)

経路別		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
都道府県 ・政令市・中核 市・特別区	児童相談所	91	3.4	73	2.6	70	2.3	120	4.4	79	3.3
	福祉事務所	1,164	43.6	990	35.0	1,082	35.6	868	31.8	803	33.5
	保健センター	1	0.1	7	0.2	2	0.1	1	0.1		
	その他	7	0.3	10	0.4	7	0.2	8	0.3	2	0.1
他市町村	福祉事務所	1	0.1					1	0.1		
	保健センター										
	その他									3	0.1
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	9	0.3	4	0.1			2	0.1	5	0.2
	児童福祉施設	10	0.4	7	0.2	9	0.3	2	0.1	8	0.3
	指定発達支援医療機関			1	0.1						
児童家庭支援センター		1	0.1								
認定こども園		1	0.1	3	0.1	2	0.1	7	0.3	1	0.1
警察等		295	11.1	583	20.6	549	18.1	479	17.6	449	18.7
家庭裁判所		1	0.1	2	0.1	6	0.2	8	0.3	12	0.5
保健所及び 医療機関	保健所	1	0.1			7	0.2	1	0.1		
	医療機関	13	0.5	17	0.6	27	0.9	20	0.7	17	0.7
学校等	幼稚園	3	0.1	3	0.1	3	0.1	7	0.3		
	学 校	67	2.5	63	2.2	46	1.5	58	2.1	49	2.0
	教育委員会等					1	0.1	4	0.1	2	0.1
里 親											
児童委員（通告の仲介含む）		4	0.1	4	0.1	3	0.1	7	0.3	1	0.1
家族・親戚		724	27.1	755	26.7	908	29.9	843	30.9	726	30.3
近隣・知人		178	6.7	211	7.5	221	7.3	186	6.8	169	7.1
こども本人		15	0.6	25	0.9	13	0.4	23	0.8	6	0.3
その他		83	3.1	71	2.5	80	2.6	82	3.0	65	2.7
合 計		2,669	100	2,829	100	3,036	100	2,727	100	2,397	100

(3) 年齢別受付件数の推移

令和5年度の相談受付件数を年齢別に分類すると、「3歳」、「8歳」が多くなっています。

(件：％)

年度 年齢別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
0歳	46	1.7	72	2.5	69	2.3	68	2.5	71	3.0
1歳	73	2.7	88	3.1	82	2.7	92	3.4	73	3.0
2歳	90	3.4	97	3.4	74	2.4	95	3.5	77	3.2
3歳	196	7.3	192	6.8	230	7.6	218	8.0	211	8.8
4歳	136	5.1	135	4.8	133	4.4	175	6.4	146	6.1
5歳	226	8.5	199	7.0	182	6.0	129	4.7	143	6.0
6歳	178	6.7	179	6.3	153	5.0	199	7.3	152	6.3
7歳	204	7.6	193	6.8	197	6.5	165	6.1	173	7.2
8歳	160	6.0	220	7.8	197	6.5	184	6.7	195	8.1
9歳	106	4.0	128	4.5	131	4.3	150	5.5	166	6.9
10歳	170	6.4	178	6.3	233	7.7	179	6.6	134	5.6
11歳	174	6.5	156	5.5	222	7.3	164	6.0	145	6.0
12歳	157	5.9	182	6.4	165	5.4	160	5.9	152	6.3
13歳	203	7.6	225	8.0	273	9.0	180	6.6	134	5.6
14歳	181	6.8	215	7.6	249	8.2	197	7.2	110	4.6
15歳	150	5.6	149	5.3	211	6.9	145	5.3	109	4.5
16歳	89	3.3	77	2.7	88	2.9	96	3.5	76	3.2
17歳	105	3.9	112	4.0	107	3.5	96	3.5	107	4.5
18歳以上	25	0.9	32	1.1	40	1.3	35	1.3	23	1.0
合 計	2,669	100	2,829	100	3,036	100	2,727	100	2,397	100

(4) 相談対応別件数の推移

令和5年度の対応件数の合計は2,486件で、対応件数の内訳として最も多いのは「助言指導」の886件であり、全体の約36%を占めています。

(件：％)

相談対応別 年度			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
対 応 件 数 (年 度 中)	面接 指導	助言指導	1,234	44.2	1,134	38.3	1,238	39.6	961	34.6	886	35.6
		継続指導	734	26.3	789	26.6	767	24.6	804	29.0	725	29.2
	他機関あつせん		17	0.6	34	1.1	30	1.0	41	1.5	24	1.0
	児童福祉司指導		63	2.3	68	2.3	47	1.5	53	1.9	50	2.0
	児童委員指導											
	児童家庭支援センター 指導・指導委託											
	福祉事務所送致		8	0.3	20	0.7	17	0.5	12	0.4	6	0.2
	訓戒・誓約		2	0.1	3	0.1	1	0.1			2	0.1
	児童 福祉 施設	入所措置	14	0.5	10	0.3	5	0.2	8	0.3	4	0.2
		家裁（再掲）										
		通 所										
	指定発達支援 医療機関委託				2	0.1						
	里親委託		11	0.4	10	0.3	9	0.3	11	0.4	7	0.3
	家庭裁判所送致		1	0.1								
	障害児施設等への 利用契約		13	0.5	7	0.2	16	0.5	4	0.1	14	0.6
	その他		693	24.8	886	29.9	993	31.8	883	31.8	768	30.9
	合 計		2,790	100	2,963	100	3,123	100	2,777	100	2,486	100

(5) 区別相談種類別受付件数

(件)

区 相談種類別		中央区	浜名区	天竜区	管外他	合計
養護 相談	児童虐待	584	87	5	21	697
	その他	129	36	2	18	185
保健相談						0
障害 相談	肢体不自由	3	1			4
	視聴覚障害					0
	言語障害					0
	重心障害	7				7
	知的障害	1,026	311	24	29	1,390
	発達障害	1				1
非行 相談	ぐ 犯	1				1
	触 法	6	1		1	8
育成 相談	性格行動	27	3			30
	不登校	4				4
	適 正	1				1
	育児・しつけ	1	2			3
その他		57	5	2	2	66
合 計		1,847	446	33	71	2,397

(6) 区別経路別受付件数

(件)

区別経路別		中央区	浜名区	天竜区	管外他	合計
都道府県 ・政令市・中 核市・特別区	児童相談所	46	9		24	79
	福祉事務所	595	189	15	4	803
	保健センター					
	その他	1			1	2
他市町村	福祉事務所					0
	保健センター					0
	その他				3	3
児童福祉施設・指定発達 支援医療機関	保育所	4	1			5
	児童福祉施設	7			1	8
	指定発達支援 医療機関					0
児童家庭支援センター						0
認定こども園		1				1
警察等		393	37	3	16	449
家庭裁判所		7	5			12
保健所及び 医療機関	保健所					0
	医療機関	12	3	2		17
学校等	幼稚園					0
	学 校	34	15			49
	教育委員会等	2				2
里 親						0
児童委員（通告の仲介含む）			1			1
家族・親戚		546	158	11	11	726
近隣・知人		142	18	1	8	169
こども本人		5			1	6
その他		52	10	1	2	65
合 計		1,847	446	33	71	2,397

(7) 区別年齢別受付件数

(件)

区 年齢別	中央区	浜名区	天竜区	管外他	合計
0 歳	59	11	1		71
1 歳	67	5		1	73
2 歳	64	6	1	6	77
3 歳	182	21	3	5	211
4 歳	115	23	4	4	146
5 歳	116	24		3	143
6 歳	119	25	2	6	152
7 歳	136	31	1	5	173
8 歳	150	36	3	6	195
9 歳	113	50	2	1	166
1 0 歳	99	32	1	2	134
1 1 歳	105	33	6	1	145
1 2 歳	102	45	2	3	152
1 3 歳	100	31		3	134
1 4 歳	89	17		4	110
1 5 歳	75	22	4	8	109
1 6 歳	55	16	1	4	76
1 7 歳	82	16	2	7	107
1 8 歳以上	19	2		2	23
合 計	1,847	446	33	71	2,397

(8) 区別相談対応別件数

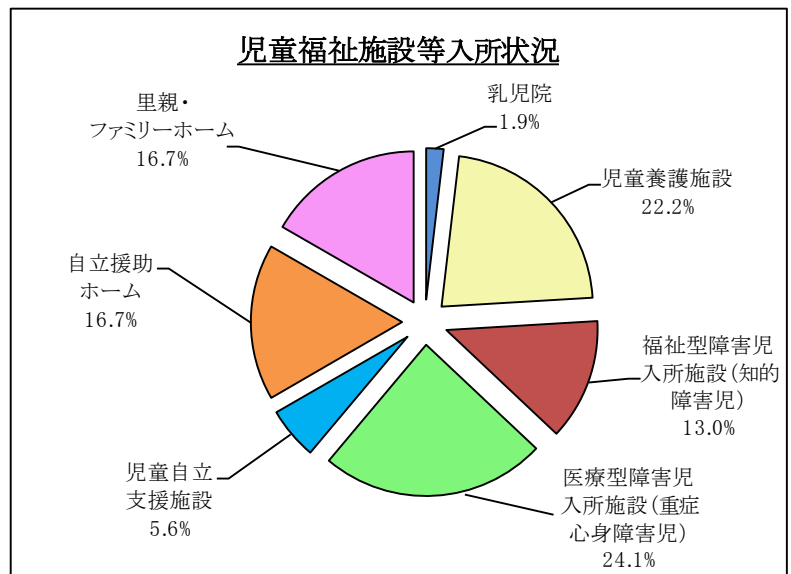
(件)

区 相談対応別		中央区	浜名区	天竜区	管外他	合計
面接 指導	助言指導	668	185	13	20	886
	継続指導	605	101	5	14	725
他機関あっせん		11	1		12	24
児童福祉司指導		38	11		1	50
児童委員指導						0
児童家庭支援センター 指導・指導委託						0
福祉事務所送致		6				6
訓戒・誓約		1	1			2
児童福祉 施設	入所措置	4				4
	家裁(再掲)					0
	通 所					0
指定発達支援 医療機関委託						0
里親委託		6	1			7
家庭裁判所送致						0
障害児施設等への 利用契約		12	2			14
その他		572	154	15	27	768
合 計		1,923	456	33	74	2,486

(9) 児童福祉施設等入所状況

令和5年度に児童福祉施設へ入所措置、里親委託等を行った状況は以下のとおりです。

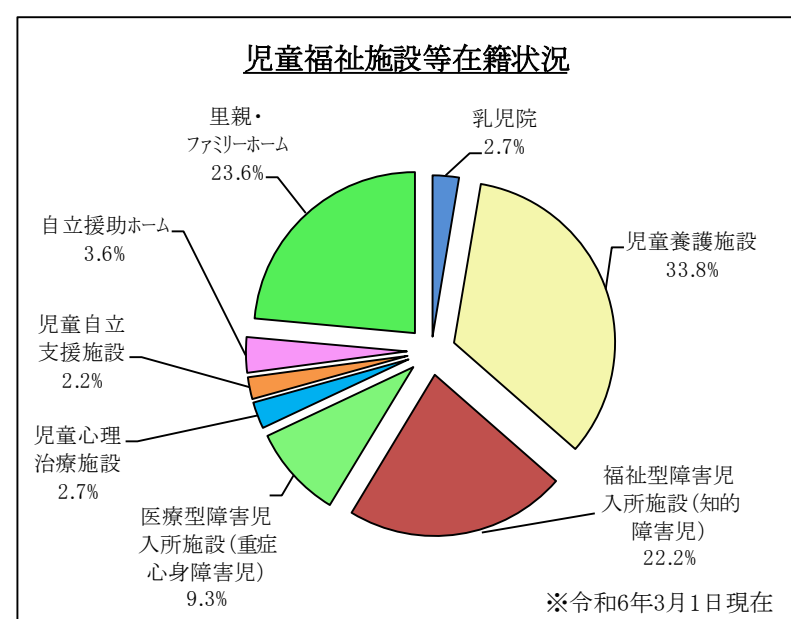
施設種別	人数
乳児院	1
児童養護施設	12
福祉型障害児入所施設(知的障害児)	7
医療型障害児入所施設(重症心身障害児)	13
児童心理治療施設	0
児童自立支援施設	3
自立援助ホーム	9
里親・ファミリーホーム	9
合 計	54



(10) 児童福祉施設等在籍状況

児童福祉施設・里親等の在籍状況は、入所施設では「児童養護施設」に在籍している子どもが最も多く、「里親・ファミリーホーム」がその後に続いています。

施設種別	人数
乳児院	6
児童養護施設	76
福祉型障害児入所施設(知的障害児)	50
医療型障害児入所施設(重症心身障害児)	21
児童心理治療施設	6
児童自立支援施設	5
自立援助ホーム	8
里親・ファミリーホーム	53
合 計	225



2 一時保護の状況

(1) 一時保護所における保護の状況

一時保護所は、おおむね2歳以上18歳未満のこどもで、様々な事情により家庭で生活できなくなったこどもを一時的に入所させ、規則正しい生活を送りながらこどものより良い生活を一緒に考えていく場所です。職員と寝起きを共にし、日常生活の指導や生活状況を把握していきます。

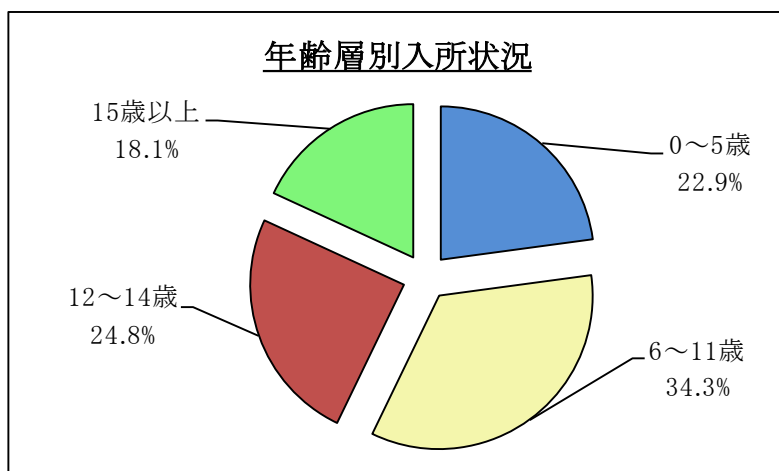
一時保護を行う理由として、保護者の不在、児童虐待等による緊急保護、行動観察等があります。

令和5年度の一時保護所の延べ児童数は105人です。また、延べ入所日数は4,902日です。

① 年齢層別の入所状況

令和5年度の一時保護所の入所児童を年齢層別に分類したものが下図です。「6～11歳」の入所数が多く、約34%を占めています。

年 齢 層	延べ人数
0 ～ 5 歳	24
6 ～ 11 歳	36
12 ～ 14 歳	26
15 歳 以 上	19
合 計	105



② 相談種類別の入所状況

入所児童を相談種類別に分類すると、「養護」相談のうち「児童虐待」相談が約70%を占めています。

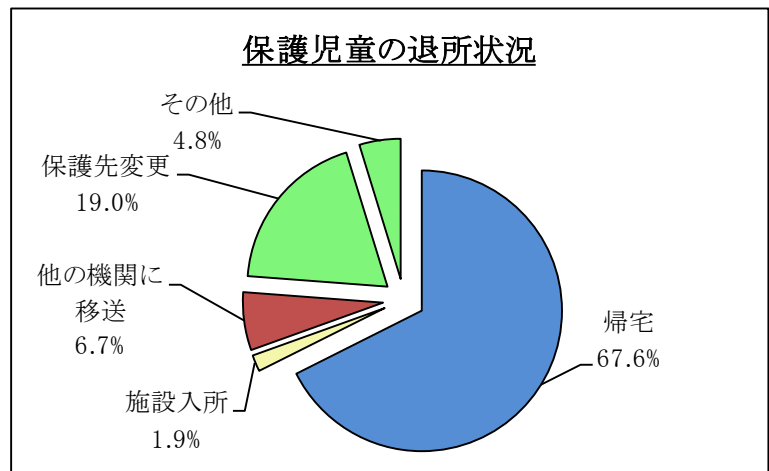
(人：日)

	養 護		障 害	非 行	育 成	その他	合 計
	児童虐待	その他					
延 べ 人 数	73	29			3		105
延 べ 日 数	3,973	887			42		4,902
一人平均日数	54.4	30.6			14.0		46.7

③ 保護児童の退所状況

保護児童の退所状況は、「帰宅」が最も多く全体の約68%を占めています。

退 所 状 況	延べ人数
帰 宅	71
施 設 入 所	2
他機関に移送	7
保 護 先 変 更	20
そ の 他	5
合 計	105



(2) 一時保護委託の状況

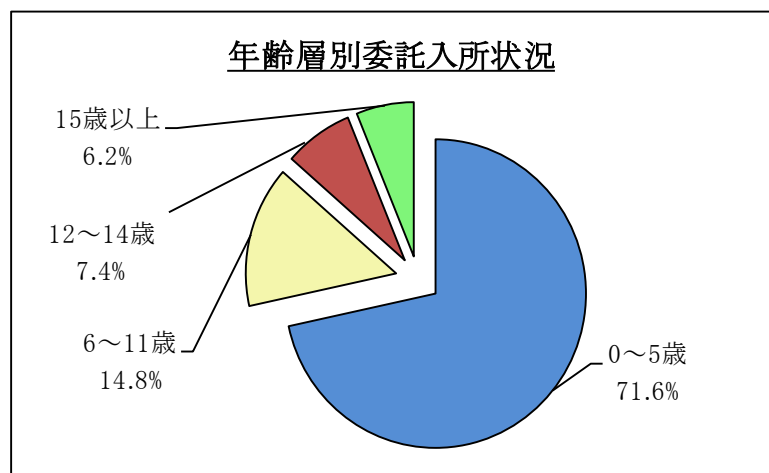
一時保護委託は、乳児や重度障害児など、一時保護所での対応が難しい場合に、他の適した機関に委託するものです。

令和5年度の一時保護委託の延べ児童数は81人です。また、延べ入所日数は1,866日です。

① 年齢層別の委託状況

令和5年度の一時保護委託した児童を年齢層別に分類したものが下図です。「0～5歳」の入所数が多く、約72%を占めています。

年 齢 層	延べ人数
0 ～ 5 歳	58
6 ～ 11 歳	12
12 ～ 14 歳	6
15 歳 以 上	5
合 計	81



② 相談種類別の委託状況

児童を相談種類別に分類すると、「養護」相談のうち「児童虐待」相談が約60%になっています。

(人：日)

一時保護委託	養 護		障 害	非 行	育 成	その他	合 計
	児童虐待	その他					
延 べ 人 数	49	31			1		81
延 べ 日 数	1,119	744			3		1,866
一人平均日数	22.8	24.0			3.0		23.0

③ 委託先別の委託状況

児童を委託先別に分類すると、委託した児童数が最も多いのは、「里親」で、一人あたりの日数が多いのは、「児童養護施設」です。

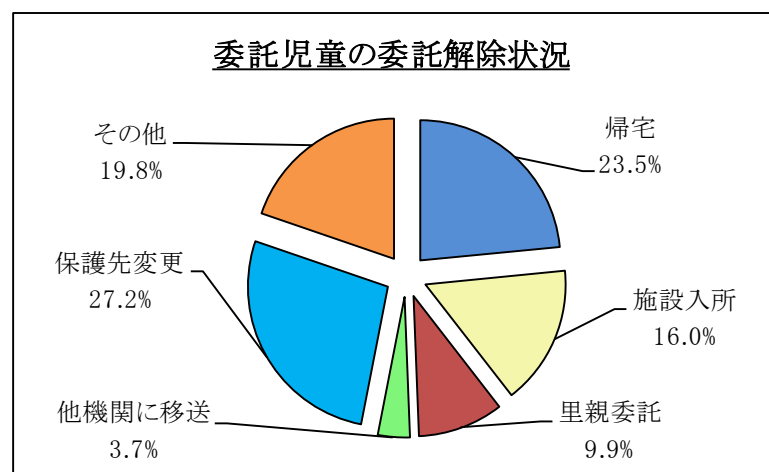
(人：日)

一時保護委託	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	里 親	医療機関	その他	合 計
延 べ 人 数	25				7	33	5	11	81
延 べ 日 数	836				57	621	116	236	1,866
一人平均日数	33.4				8.1	18.8	23.2	21.5	23.0

④ 委託児童の委託解除状況

児童の委託解除状況は、「保護先変更」が最も多く、全体の約27%を占めています。

委託解除状況	延べ人数
帰 宅	19
施 設 入 所	13
他機関に移送	3
里 親 委 託	8
保 護 先 変 更	22
そ の 他	16
合 計	81



(3) 一時保護所「わかばのいえ」での生活状況

① 生活の流れ

時	分	一日の日課
6	45	起床(月～金)
7	15 30	起床(土・日・休日) 朝食(月～金)
8	00 30	朝食(土・日・休日) ラジオ体操
9	30	学習(～10:15) 環境整備(水) 作文(土) 自由時間(日・休日)
10	30	学習(～11:15) 自由時間(土・日・休日)
11	30	読書(～11:45) 自由時間(土・日・休日)
12	00	昼食
13	30	工作(1時間目～14:15) 自由時間(水・土・日・休日)
14	30	工作(2時間目～15:10) 自由時間(水・土・日・休日)
15	10	掃除
15	30	入浴・自由時間
17	30	夕食
18	30	日記
19	00	自由時間
20	00	おやつ
21	00 30	就寝準備 消灯・就寝

② 施設の紹介



← 居室です。

心理治療室です。
職員と心理検査、面接をします。



③ 生活の様子



自由時間は、ゲームをしたり、マンガを読んだり、外で遊んだりできます。



学習は、主に国語と算数を勉強しますが、一人一人学力に応じた課題を行います。



掃除の時間は、みんなで決められた場所を一緒に掃除をします。

3 相談種類別の内容

(1) 養護相談【受付件数 882 件】

養護相談とは、児童虐待、父又は母等の保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たないこども等の環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談です。

① 受付件数の推移

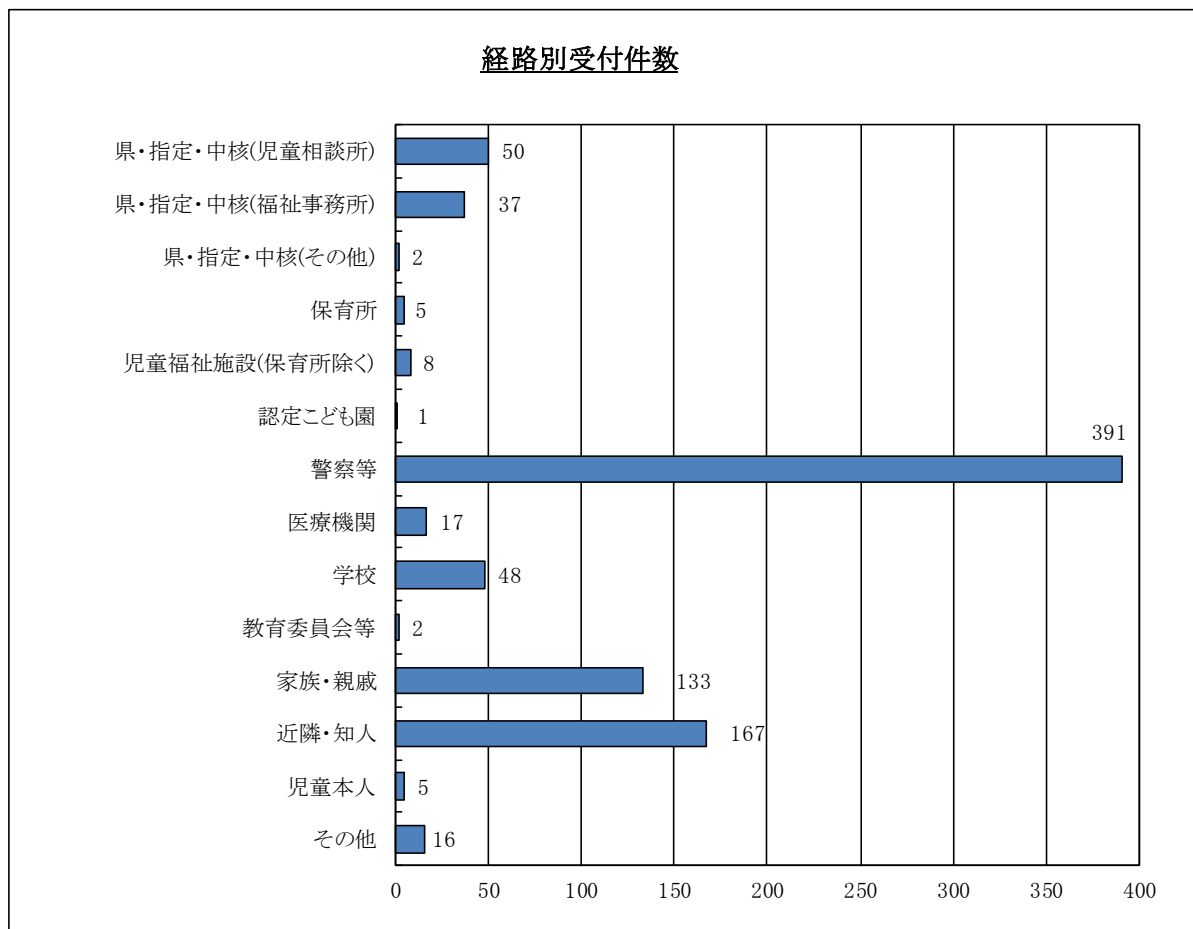
令和5年度の養護相談（児童虐待含む）の受付件数は882件で、前年度より114件減少しています。

(件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	853	980	963	996	882

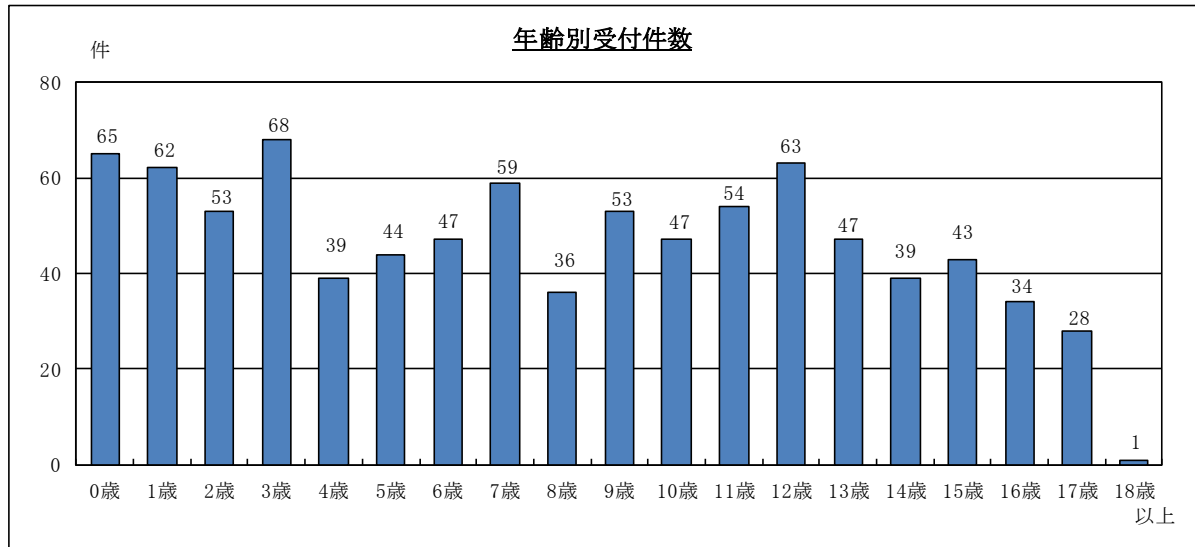
② 経路別受付件数

受付件数を経路別に分類すると、最も多いのは「警察等」で、次いで「近隣・知人」、「家族・親戚」の順となっています。



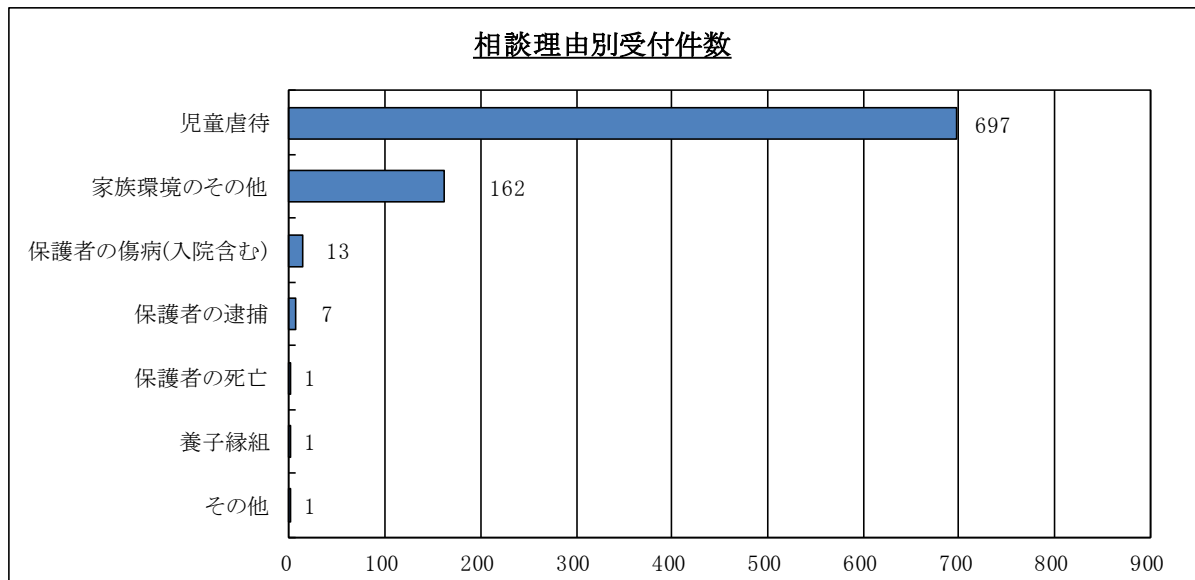
③ 年齢別受付件数

受付件数を年齢別に分類すると、「3歳」が68件で最も多く、次いで「0歳」、「12歳」、「1歳」の順となっています。



④ 相談理由別受付件数

受付件数を相談理由別に分類すると、最も多い理由は「児童虐待」の697件で、次いで「家族環境のその他」が162件となっています。

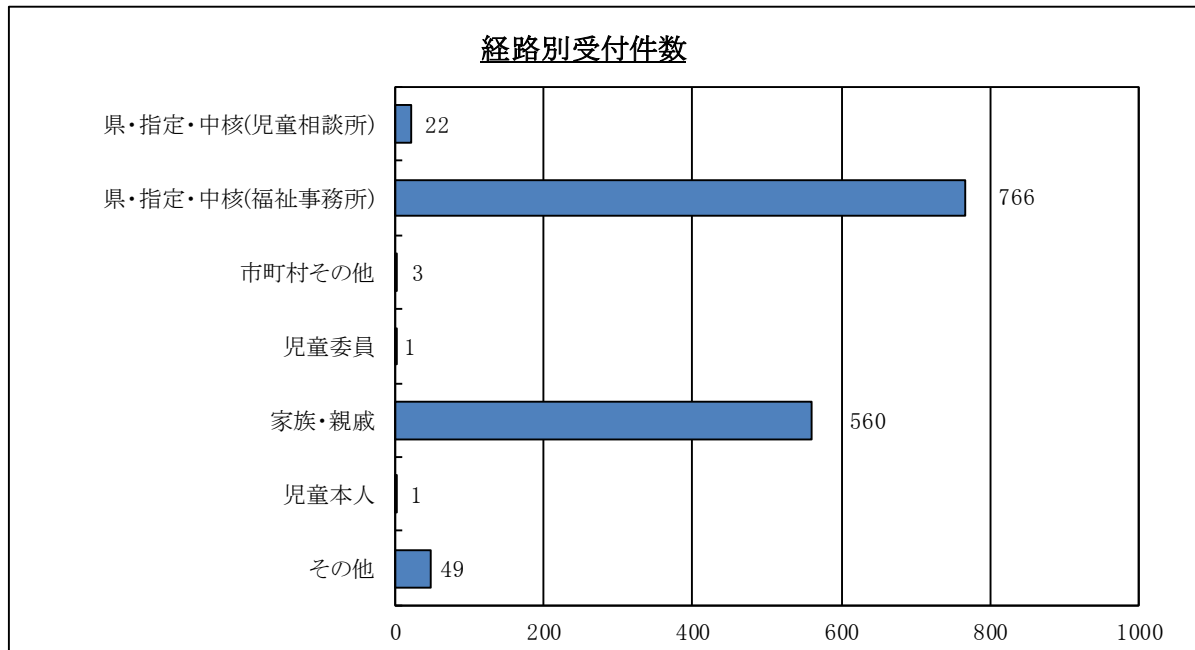


(2) 障害相談【受付件数 1,402 件】

障害相談とは「肢体不自由」、「視聴覚障害」、「言語発達障害等」、「重症心身障害」、「知的障害」、「発達障害」などの相談です。

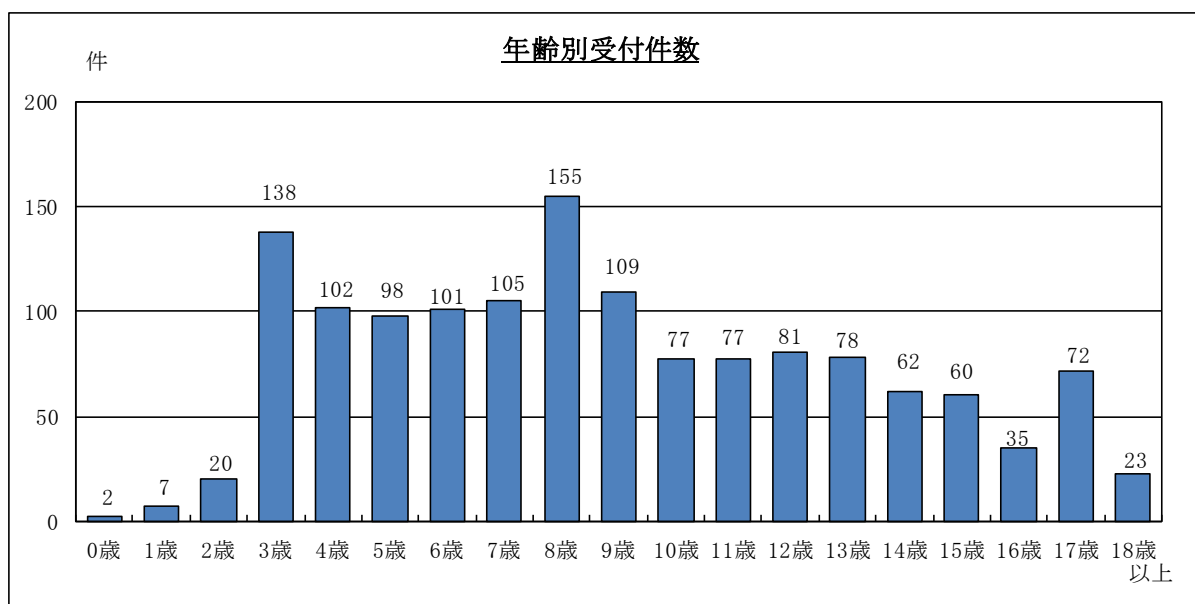
① 経路別受付件数

受付件数を経路別に分類すると、最も多いのは「福祉事務所」からの 766 件で、療育手帳の新規申請や再判定の申請等が多いことによるものです。



② 年齢別受付件数

受付件数を年齢別に分類すると、「8 歳」が 155 件で最も多く、次いで「3 歳」、「9 歳」の順となっています。

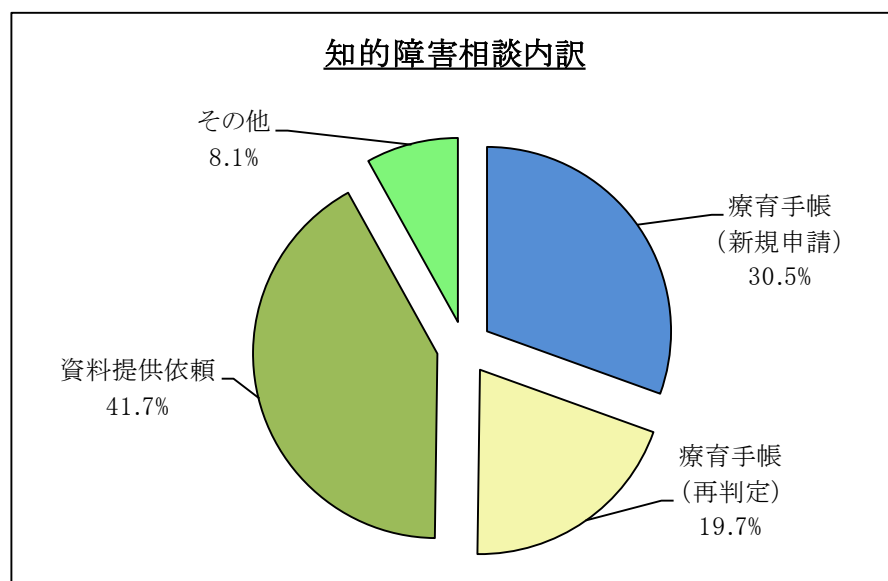


③ 相談種類別受付件数

受付件数を相談種類別に分類すると、「知的障害相談」が1,390件で最も多く、その大半が療育手帳の判定に関するものです。

種 類 別	件 数
肢 体 不 自 由	4
重 症 心 身 障 害	7
知 的 障 害	1,390
発 達 障 害	1
合 計	1,402

左記「知的障害の内訳」	件 数
療育手帳（新規申請）	424
療育手帳（再 判 定）	274
資 料 提 供 依 頼	580
そ の 他	112
合 計	1,390

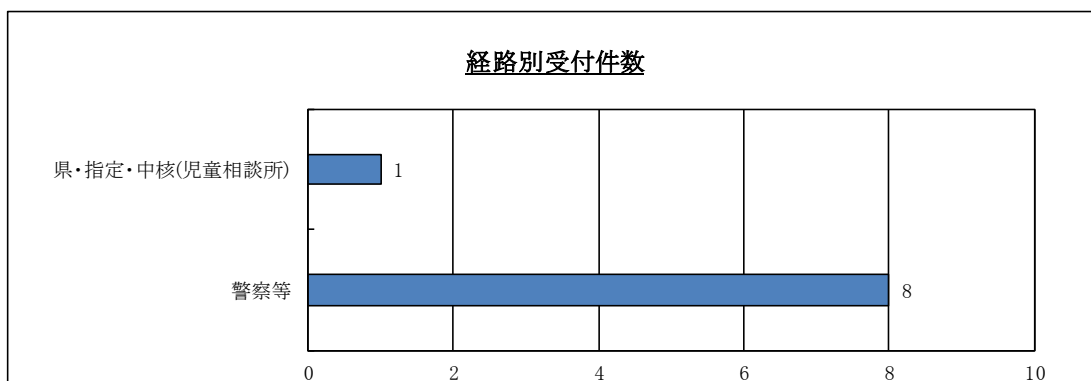


(3) 非行相談【受付件数 9 件】

非行相談は、ぐ犯等相談と触法行為等相談の 2 種類に分けられます。ぐ犯等相談は、虚言、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、金品持ち出し等の問題行為のあるこども、又は警察署からぐ犯少年として通告されるなど、犯罪のおそれのある不良行為の見られるこどもの相談です。触法行為等相談は、触法行為があったとして警察等から児童福祉法第 25 条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談です。

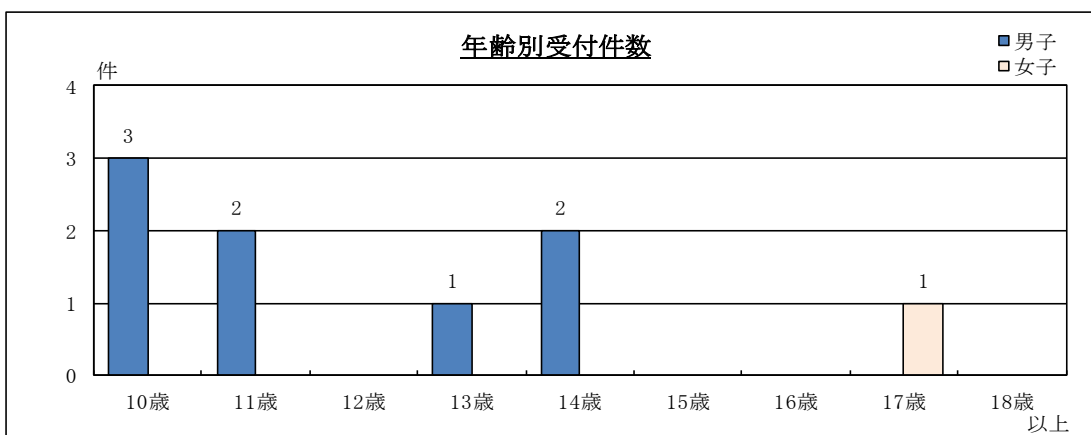
① 経路別受付件数

受付件数を経路別に分類すると、「警察等」が 8 件で最も多くなっています。



② 年齢別受付件数

受付件数を年齢別で分類すると、「10 歳」が最も多くなっています。



③ 相談理由別受付件数

受付件数を相談理由別に分類すると、触法行為等相談については、男子の「窃盗 (万引き)」が最も多くなっています。

(件)

相談理由	男子	女子
ぐ犯等相談		
夜間徘徊		1
合 計	0	1

(件)

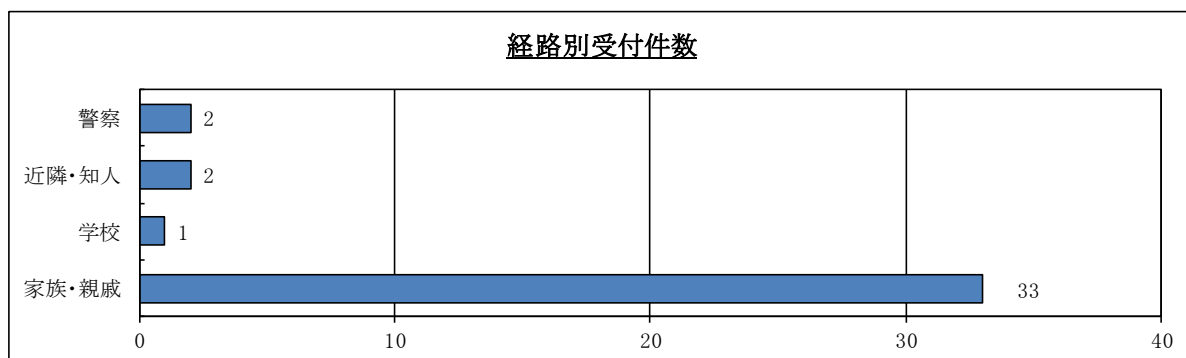
相談理由	男子	女子
触法行為等		
窃 盗	5	
暴 行	1	
わいせつ行為	1	
偽計業務妨害	1	
合 計	8	0

(4) 育成相談【受付件数 38 件】

育成相談には、こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有するこどもに関する相談(性格行動相談)、学校及び幼稚園等に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談(不登校相談)、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談(適性相談)、家庭内における幼児のしつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談(しつけ相談)があります。

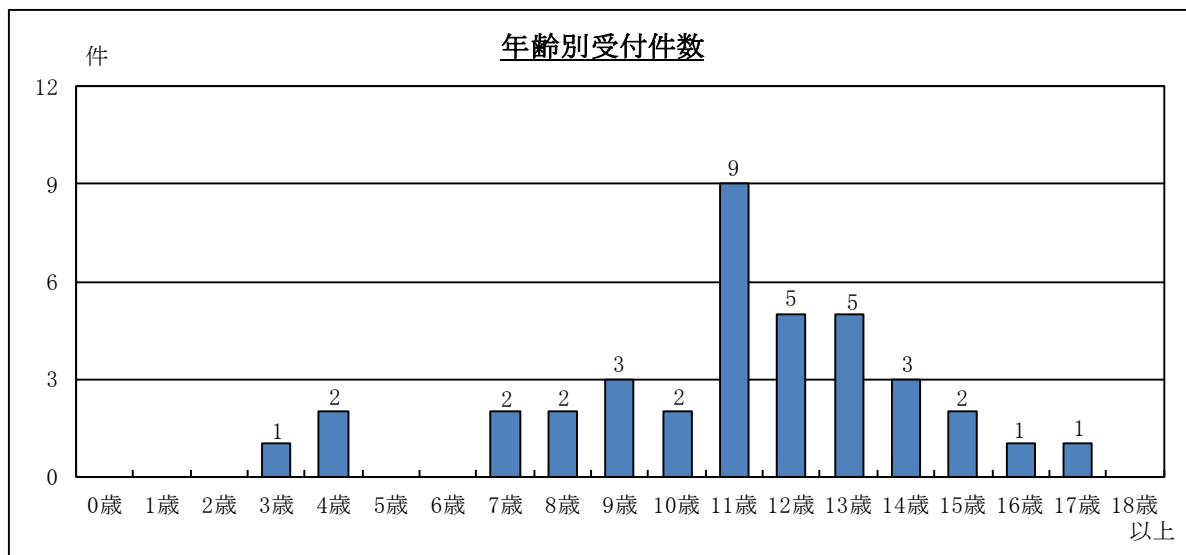
① 経路別受付件数

受付件数を経路別に分類すると、「家族・親戚」が 33 件と多くなっています。



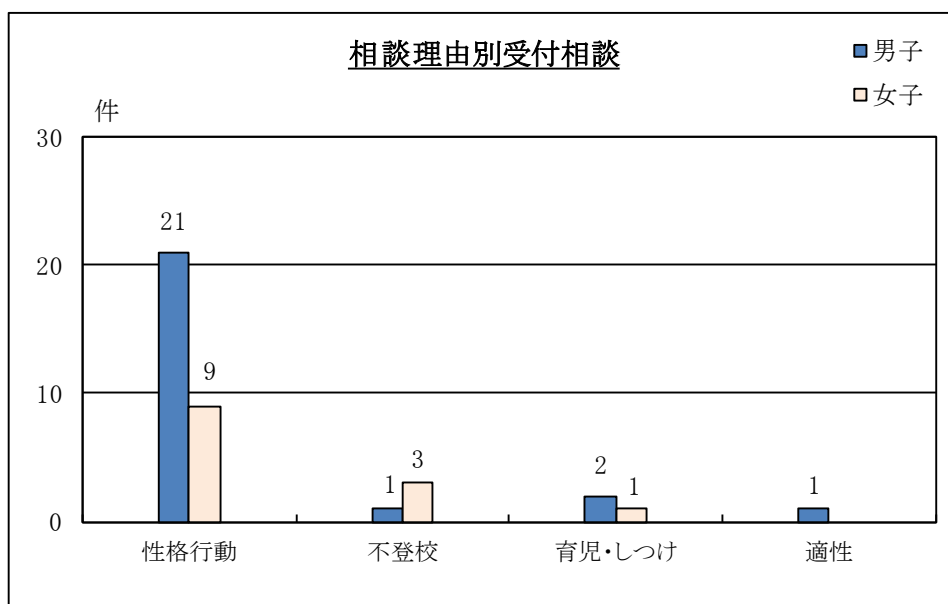
② 年齢別受付件数

受付件数を年齢別に分類すると、「11 歳」が 9 件と多くなっています。



③ 相談理由別受付件数

受付件数を相談理由別に分類すると、「性格行動」に関する相談が最も多く、男子が21件、女子が9件となっています。



4 児童虐待について

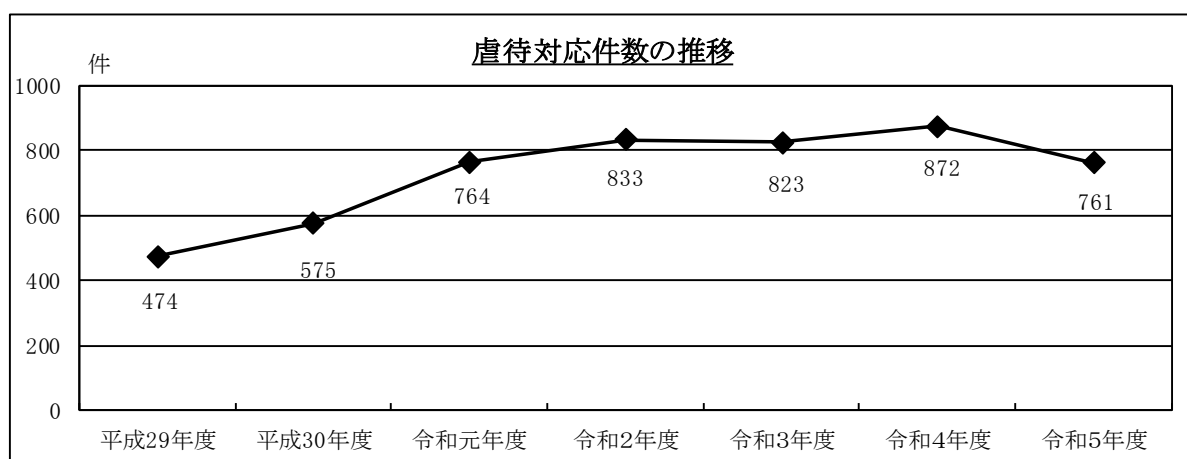
(1) 児童虐待に関する相談

児童虐待とは、こどもが親又は監護者から身体的、心理的、性的に危害を加えられたり、適切な養育や保護が得られなかったり（ネグレクト）する状況を指します。

① 対応件数の推移

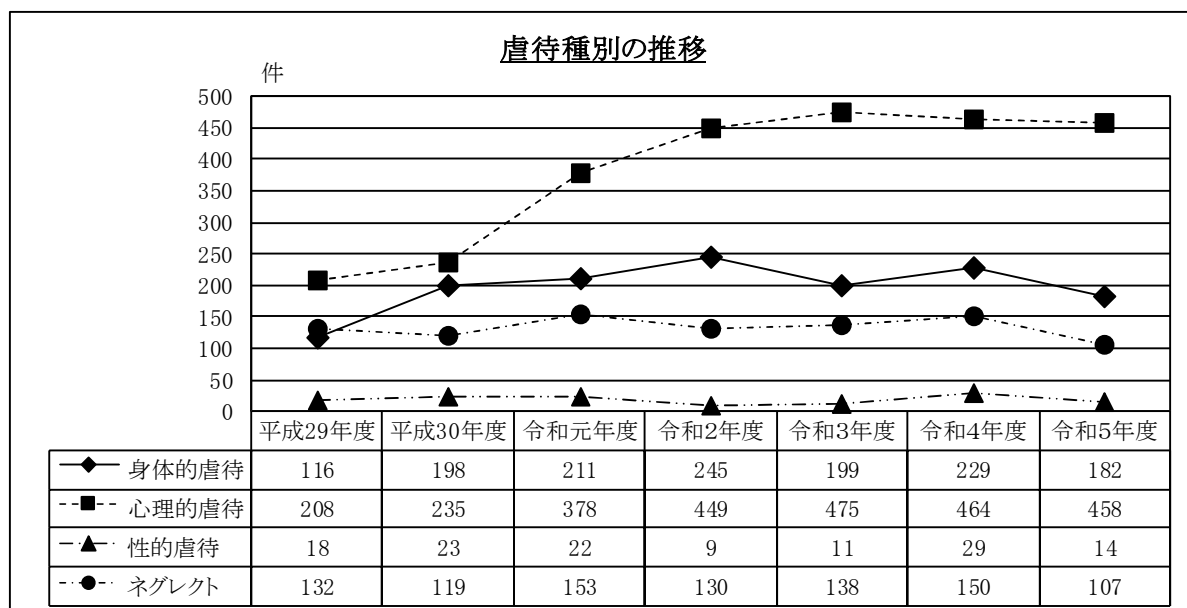
令和5年度の児童虐待に関する相談の対応件数は、761件で前年度と比較すると111件減少しています。

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	474	575	764	833	823	872	761



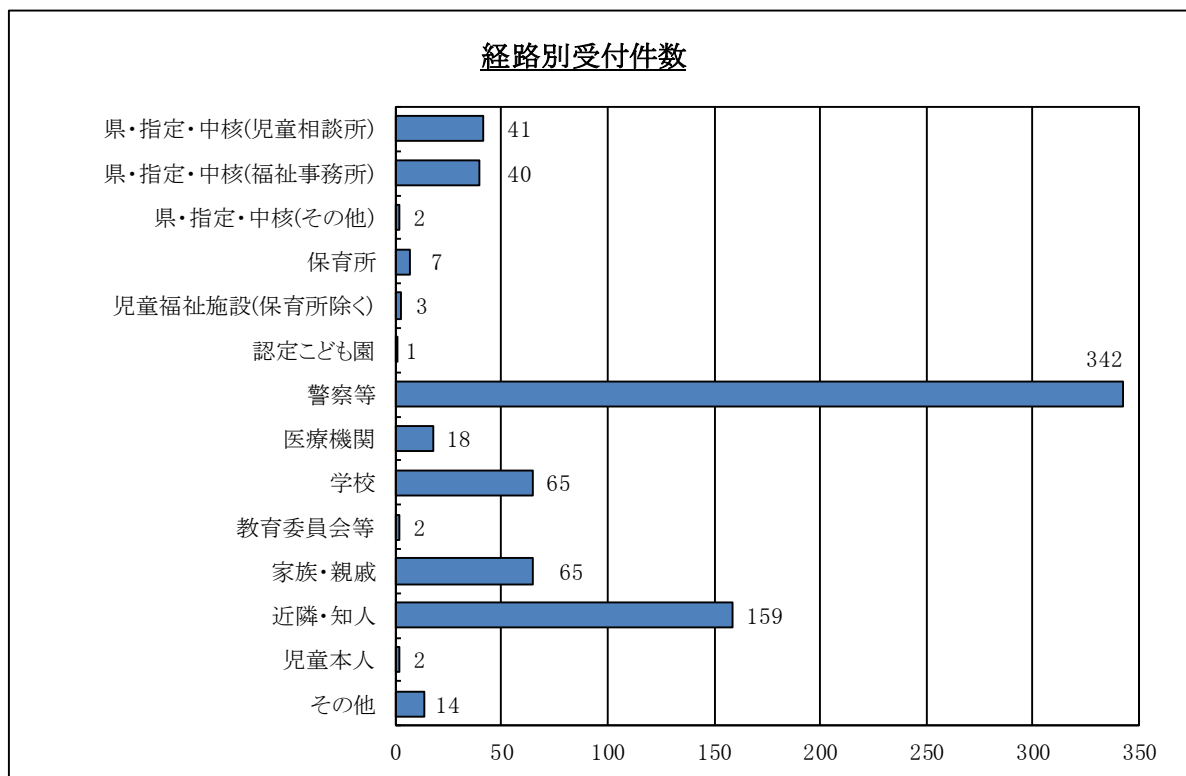
② 児童虐待の各種別の推移

児童虐待を各種別に分類すると、「心理的虐待」が458件と最も多く、全体の約60%を占めています。



③ 経路別対応件数

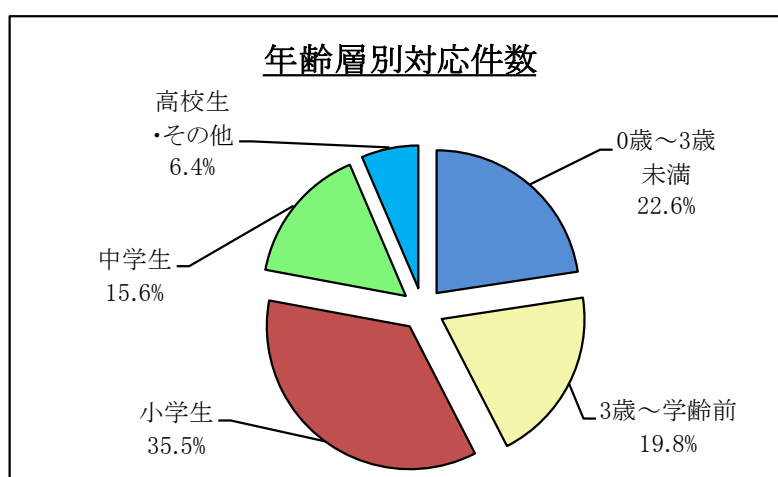
対応件数を経路別に分類すると、「警察等」からの通告が342件と最も多く、全体の約45%を占めます。次いで「近隣・知人」からの通告が多くなっています。



④ 年齢層別対応件数

対応件数を年齢層別に分類すると、「小学生」が270件で、全体の約36%を占めています。

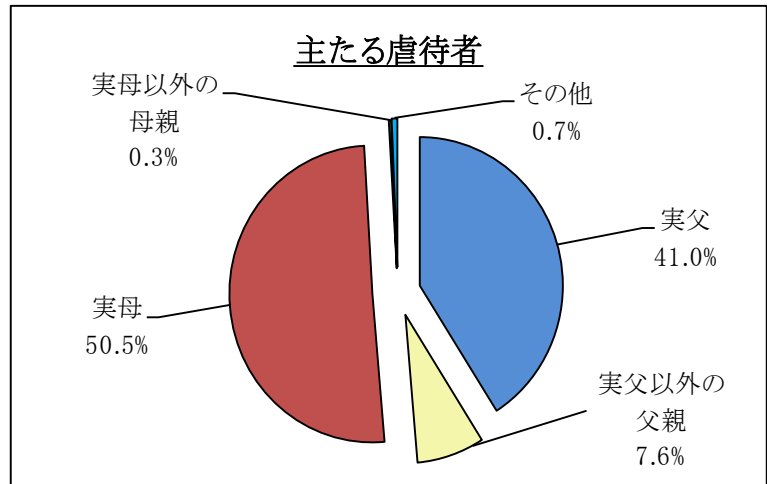
年 齢 層	件 数
0 ～ 3 歳 未 満	172
3 ～ 学 齢 前	151
小 学 生	270
中 学 生	119
高校生・その他	49
合 計	761



⑤ 主たる虐待者（児童虐待行為を行う者）

主たる虐待者として最も多いのは「実母」の 384 件で、全体の約 50%を占めています。

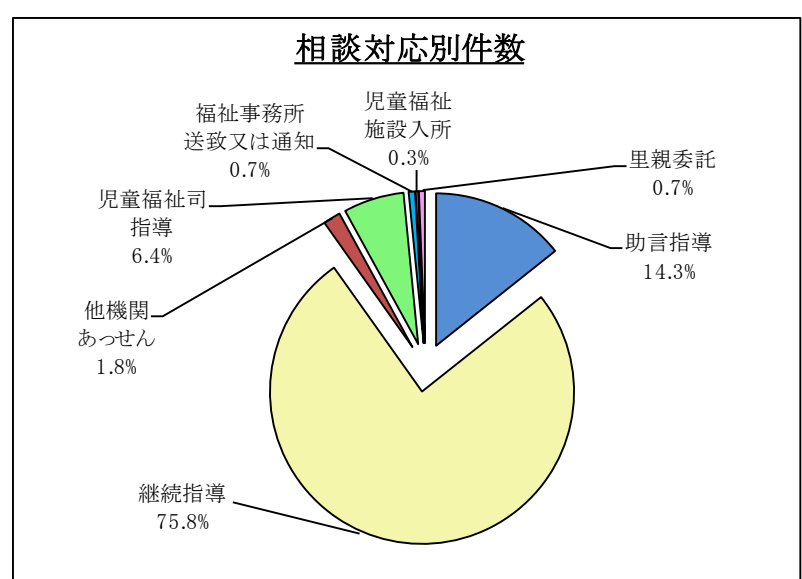
主たる虐待者	件 数
実 父	312
実父以外の父親	58
実 母	384
実母以外の母親	2
そ の 他	5
合 計	761



⑥ 相談対応別件数

対応件数として最も多いのは「継続指導」の 577 件で、全体の約 76%を占めています。

対 応	件 数
助 言 指 導	109
継 続 指 導	577
他機関あつせん	14
児童福祉司指導	49
福祉事務所送致	5
児童福祉施設入所	2
里 親 委 託	5
合 計	761



5 里親について

(1) 里親・里子の状況

里親とは、親の病気や虐待など様々な事情によって、実家庭での養育が困難な児童を自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育してくださる方のことです。里親には、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」の4種類があります。またファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、5人もしくは6人を定員としてファミリーホーム事業者の家庭に児童を迎え入れるものです。

① 里親登録数

令和6年3月末現在、浜松市内で登録されている里親数は109組で、令和5年度に新たに登録された里親7組です。里親の内訳は、「養育里親」が最も多く107組です。「専門里親」4組と「養子縁組里親」52組は、「養育里親」と二重登録をしています。

(組)

	令和4 年度末 登録数	令和5 年度新規 登録数	令和5 年度取消 登録数	令和5 年度末 登録数	種類別登録数			
					養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組 里親
登録数	111	7	9	109	107	4(4)	0	54(52)

() は養育里親との二重登録数

② 里親・ファミリーホーム委託件数

令和5年度に新規に委託した件数は9件で、0歳から6歳児の乳幼児が大半を占めています。委託を解除又は変更した件数は10件です。

(件)

	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	合計
新規委託	5	4	0	0	0	9
委託解除・変更	1	6	0	0	3	10

③ 里親・ファミリーホーム委託件数及び委託率の推移

(件：％)

	市内登録 里親	管外 里親	ファミリー ホーム	合計	委託率
令和元年度	36	1	6	43	33.1
令和2年度	42	2	5	49	37.4
令和3年度	46	2	6	54	42.9
令和4年度	46	1	6	53	40.2
令和5年度	45	1	6	52	39.7

(各年度3月末現在)

(2) ショート・ルフラン事業

ショート・ルフラン事業は、児童福祉施設に入所しているこどもたちを、週末や夏休み、冬休み等、長期休暇中に里親宅に迎え入れ、家庭的な雰囲気を体験させ、将来の施設退所後の自立を促進することを目的としています。

	実施日数	受入里親数	受入児童数
前期(4月～9月)	72日	7組	9人
後期(10月～3月)	58日	6組	8人

(3) 里親支援事業

① 普及啓発事業

	内 容
ポスター・チラシ等による啓発	① 令和5年 7月16日 関東甲信越静里親協議会浜松市研修大会 ② 令和5年 8月 1日～チラシ配架 協働センター・行政関係機関・図書館 ③ 令和5年 9月～3月 遠州鉄道駅構内チラシ配架 ④ 令和5年10月 広報はままつ子育て応援コラム掲載 ⑤ 令和5年10月 4日 啓発物品の配布 浜松駅前 ⑥ 令和5年10月 6日～10月10日 ポスター・パネル掲示 チラシ配架 プレ葉ウォーク浜北 ⑦ 令和5年10月25日～10月31日 遠鉄バス電光掲示 ⑧ 令和6年 1月15日～ 1月22日 ポスター・パネル掲示 チラシ配架 イオンモール志都呂
里親啓発動画の公開	里親制度について紹介する動画を浜松市ホームページ等で公開
一日里親事業	実施日：令和5年10月14日 62人参加
里親制度説明会	5月から3月まで通算11回実施。 30組 44人参加
里親希望者との面接	里親希望者との面接を随時実施。28組（実23組） 31人
企業訪問等による啓発	5社5団体の社員・職員や来訪された市民に周知 29医療機関（産科・婦人科）に受診された市民に周知
出前講座	① 実施日：令和5年11月17日 浜松市内産婦人科関係医療者 実施場所：浜松市医師会館 ② 実施日：令和6年 1月12日 聖隷クリストファー大学学生 実施場所：聖隷クリストファー大学
チラシ制作	里親募集チラシを作成し、関係機関等に配布

② 里親研修事業

	内 容	
養育里親研修	基礎研修	講義演習： ① 令和5年 6月 2日 1組 (2人) ② 令和5年12月 2日 3組 (6人) 施設実習：参加者の希望する日 修了者数：4 組 8 人
	登録前研修	講義演習： ① 令和5年 7月 1日、令和5年 7月 2日 ② 令和6年 1月13日、令和6年 1月20日 施設実習：参加者の希望する日 修了者数：6 組 11 人
	更新研修	講義演習： ① 令和5年 8月26日 ② 令和5年 9月11日 修了者数：27 人
専門里親研修	専門里親の登録・更新研修を母子愛育会に委託して実施 登録研修受講者：なし 更新研修受講者：3 名	
ペアレント・トレーニング	児童心理司による養育中の里親を対象としたペアレント・トレーニングを実施 【里母対象】 (全7回) 実施日：令和5年 9月19日、令和5年10月 3日、 令和5年10月17日、令和5年11月14日、 令和5年11月28日、令和5年12月12日、 令和5年12月19日 参加者：2 人 (延べ 14 人) 【里父対象】 (全3回) 実施日：令和 5 年 10 月 13 日、令和 5 年 10 月 20 日、 令和 5 年 11 月 10 日 参加者：2 人 (延べ 5 人)	
里親研修会	実施日：令和 5 年 10 月 21 日 内 容：届けたい Youth (ユース) の声 ～きいてほしい こどもから育ての親へ～ 講 師：志村 歩ほか (認定 NPO 法人環の会 Youth の会) 場 所：浜北文化センター 参加者：12 人	

	実施日：令和5年12月9日 内 容：音遊びからコミュニケーションへ ～音とリズムの体験会～ 講 師：長江 朱夏、高橋 康二 場 所：浜北文化センター 参加者：25人
	実施日：令和5年9月9日 内 容：里親委託費（措置費）の課税扱い ”里親と里親のつながり“ 里親会の意義、目指す姿及び活動内容等について （里親会活動・サロン・研修会等） 講 師：静岡市里親会 参加者：17人
	【未委託里親研修】（全3回） ① 実施日：令和5年12月9日 内 容：座談会「社会的養護あるある」 ～驚き、怒り、涙、そして笑顔～ 講 師：養育里親 ② 実施日：令和5年12月11日～令和6年1月12日 内 容：保育園実習 参加者：3人 ③ 実施日：令和6年1月27日 内 容：おやつとの付き合い方 講 師：渥美 久美、松井 友香 （浜松市健康福祉部健康増進課 管理栄養士） 参加者：7人

③ 里親による相互交流

	内 容
里親サロン	【通常のサロン】（全11回） 実施日：令和5年 5月18日、令和5年 6月15日、 令和5年 7月20日、令和5年 8月17日、 令和5年 9月14日、令和5年10月19日、 令和5年11月16日、令和5年12月14日、 令和6年 1月25日、令和6年 2月15日、 令和6年 3月14日 参加者：3人 【乳幼児サロン】（全6回） 実施日：令和5年 5月30日、令和5年 7月 4日、 令和5年 9月 1日、令和5年11月 2日、 令和6年 1月25日、令和6年 3月 1日 参加者：11人 【テーマ別サロン】（全5回） 実施日：令和5年 6月27日、令和5年 8月 1日、 令和5年10月 6日、令和5年12月 1日、 令和6年 2月 2日 参加者：21人

④ 里親委託支援

	内 容
乳児受託前実習	新規受託時の育児手技の習得、関係構築のための実習 養育里親宅にて4件(延べ16回)
委託前施設実習	児童福祉施設からの育児手技の習得、関係構築のための実習 1件(延べ11回)
新規委託調整	新規里親・ファミリーホーム委託件数：9件 里親・ファミリーホームへの一時保護件数：35件
里親委託支援	里親担当職員による里親宅への家庭訪問、里親との面接、保護者面接への同席を随時実施
レスパイト・ケア	実施箇所 実施件数 延実施日数
	施設 3箇所 10件 15日
	里親 14箇所 69件 165日
	合計 17箇所 79件 180日

⑤ その他

	内 容
こどもの家庭養育推進官民協議会	こどもの家庭養育推進官民協議会に平成28年4月の設立時より加盟：令和5年5月25日 幹事会（オンライン開催）
里親会	① 関東甲信越静里親大会浜松市研修大会実務者会議（5回）へ参加 ② 関東甲信越静里親大会浜松市研修大会実行委員会（2回）へ参加 ③ 関東甲信越静里親大会浜松市研修大会開催 ④ 総会・理事会（2回）へのオブザーバー参加

6 児童相談所職員の活動状況

(1) 児童福祉司、相談員の活動状況

児童福祉司や相談員は、こどもの福祉に関する相談に応じ、こども本人、保護者、関係者等に必要な支援、指導、関係調整等を行います。調査・社会診断とは、児童福祉司、相談員等のケースワーカーが、面接、電話、文書照会等により行った調査・指導のことです。

(件)

	調査・社会診断指導等			
	こども	保護者	関係者等	合 計
児童虐待	586	2,051	2,199	4,836
非 行	149	443	510	1,102
そ の 他	1,464	1,017	749	3,230
合 計	2,199	3,511	3,458	9,168

(2) 児童心理司の活動状況

児童心理司は、診断面接、心理検査、観察等によってこども、保護者等に対して心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等の各種技法を用いて指導を行います。

① 心理診断指導

(件)

	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	その他 検 査	面接・観 察・指導	心理療法・ カウンス リング	合 計
こども	618	274	128	64	1,610	2,707	5,401
保 護 者					1,238	1,129	2,367
関係者等					891	2,736	3,627
合 計	618	274	128	64	3,739	6,572	11,395

② 個別ケア事業 (児童養護施設等の入所児童のための継続的な心理面接)

実施児童数 136 人 (児童福祉施設等 17 施設)

(回)

	幼 児	小学生	中学生	高校生	その他	合 計
延面接回数	92	427	310	202	66	1,097

児童心理司 1 人平均面接回数 年間 73.1 回

③ 乳児院「こどもの育ち・育てをつなぐ」支援事業

乳児院入所児童を対象に、心理判定、行動観察、親子交流等の様子を『はままつ「育ち・育て」年表』にまとめ、措置変更に関わる「育ちの連続性の保障」を行います。

(ア) 心理判定

入所児に定期的に発達検査を行い、発達状況を確認します。

(イ) 行動観察

年5回、保育場面に当所職員が参加し、集団場面での行動観察を行います。

※その他、ケース検討、親子面会立会い、慣らし保育同行を適宜行います。

(人)

	対象児童数	延 児 童 数
心 理 判 定	5	6
行 動 観 察	5	19

④ペアレント・トレーニング

児童養護施設職員を対象に、難しいこどもへの対応法をグループで学び、入所児の処遇向上を図ります。

(回：人)

	実参加職員数	実施回数	延べ参加職員数
清 明 寮※	2	9	18
わ こ う※	8	9	59
すみれ寮	2	8	16

※令和5年度は清明寮とわこう2施設合同で実施した。他施設の様子も知ることができ、対応の幅が広がる様子が窺われた。

⑤ 児童養護施設職員研修

児童養護施設職員を対象に研修を実施し、入所児の心理的支援を促します。

(人)

	テーマ	実 施 日	延参加職員数
清 明 寮	こどもと支援者の何気ない暮らしと育ちの連続性	令和5年 7月 6日	18
わ こ う	生い立ちの整理 (ライフストーリーワーク)	令和5年 9月12日 令和5年 9月19日	20 16
すみれ寮	愛着について	令和6年 1月11日	9

⑥ 就学支援専門調査 (技術援助)

年間調査件数 6 件

(3) 保健師の活動状況

保健師は、乳幼児や身体的・性的虐待の医療機関受診同行、保健センター・医療機関等関係機関との連携（情報集約）、里親支援等を行います。

また、性的虐待を受けた児童及び性的逸脱行動のある児童に対し性教育を実施し、施設職員に対しても施設内性教育実施のための支援を行っています。

① 性教育指導

(回：人)

対 象		回 数	延参加人数
施設入所児童	個別指導	2	2
	集団指導	1	15
施設職員	集団指導	2	2
里親（登録前）	集団指導	2	9
在宅児童	個別指導	2	2
合 計	個別指導	4	4
	集団指導	5	26

(4) 通訳対応状況

473 件

(対応言語：ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語)

(5) 嘱託医による医学的診断の状況

(件)

	診察・指導	医学的検査	そ の 他	合 計
児 童	42			42
保 護 者	27			27
関 係 者 等	13			13
合 計	82	0	0	82

(6) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護又は要支援児童への適切な支援を図るためには、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、関係機関の円滑な連携・協力を確保するために、浜松市こども家庭部子育て支援課に事務局を置く浜松市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という）が設置されています。

また、協議会には、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議が設置されています。各エリアで毎月開催されている実務者会議では、適切な連携を図るとともに必要な技術援助を行っています。

① 代表者会議への参加状況

開催数	年2回
構成機関	子育て支援課、児童相談所、こども若者政策課、幼保支援課、幼保運営課、中央福祉事業所児童家庭課、中央福祉事業所社会福祉課、中央福祉事業所生活福祉第一課、中央福祉事業所生活福祉第二課、浜名福祉事業所社会福祉課、天竜福祉事業所社会福祉課、健康増進課、障害保健福祉課、精神保健福祉センター、中央健康づくりセンター、浜名健康づくりセンター、天竜健康づくりセンター、学校教育部指導課、UD・男女共同参画課、浜松市警察部、静岡県弁護士会浜松支部、静岡地方法務局浜松支局、浜松市人権擁護委員連絡協議会、浜松市医師会、静岡県精神神経科診療所協会、浜松市歯科医師会、浜松市薬剤師会、浜松市助産師会、浜松市民生委員児童委員協議会、浜松民間保育園長会、浜松市私立幼稚園協会、浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会、浜松市里親会、浜松市児童家庭支援センター、浜松市障がい者基幹相談支援センター、その他浜松市長及び協議会が必要と認める者
議 事	浜松市要保護児童対策地域協議会の役割と課題 浜松市における要保護児童対策の現状
事務局	こども家庭部子育て支援課

② 実務者会議への参加状況

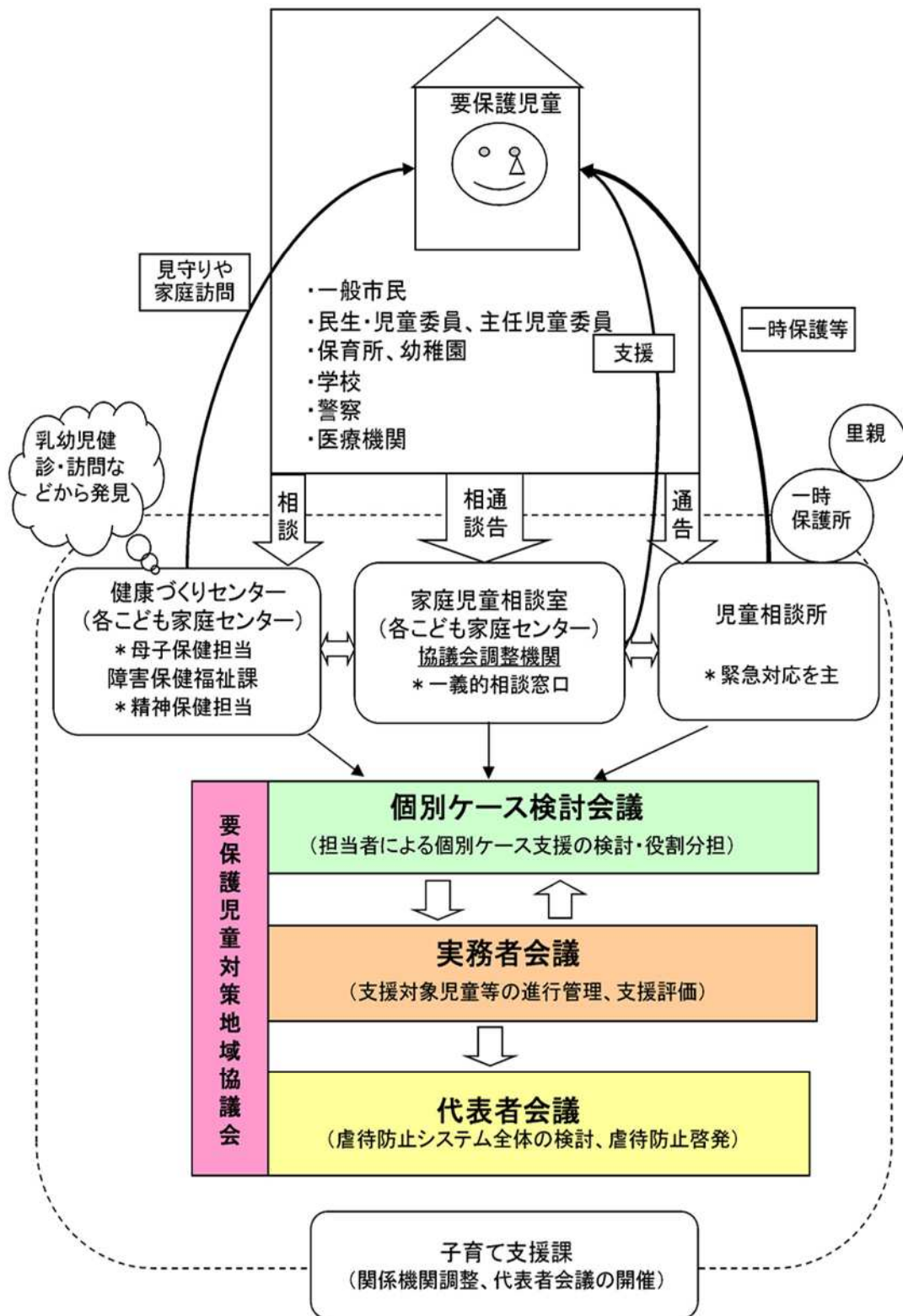
設置数	3行政区7エリア8組織（中央エリアに2組織設置） 中央1エリア、中央2エリア、東エリア、西エリア、南エリア、浜名エリア、北エリア、天竜エリア
開催数	各エリア月1回(計96回) 令和5年度1,348ケース(延べ4,567件)
構成機関	中央福祉事業所児童家庭課、浜名福祉事業所社会福祉課、天竜福祉事業所社会福祉課、各健康づくりセンター、児童相談所、障害保健福祉課、学校教育部指導課、エリアを管轄する警察署、障がい者相談支援センター、障がい者相談支援事業所（シグナル）、ファミリーソーシャルワーカーを配置する児童福祉施設、浜松市児童家庭支援センター、その他浜松市長及び協議会が必要と認める者
事務局	中央福祉事業所児童家庭課、浜名福祉事業所社会福祉課、天竜福祉事業所社会福祉課、

③ 個別ケース検討会議への参加

会議は、必要に応じ随時開催され、児童相談所の主催回数は、令和５年度５９件となっています。

会議に参加する関係機関は、児童相談所、中央福祉事業所児童家庭課、浜名福祉事業所社会福祉課、天竜福祉事業所社会福祉課、各健康づくりセンター、主任児童委員、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園、小中学校、高校、教育委員会、医療機関など当該要保護児童等に直接関わる者、今後関わる可能性のある機関で構成されます。

児童虐待対応フロー



(7) 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会

児童福祉法第27条第6項に規定する措置及び児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定を調査審議するため、児童福祉専門分科会に児童処遇部会を設置しています。

① 開催状況及び構成委員

開催回数 3回

構成委員 社会福祉事業従事者1名、医師2名、学識経験者1名、弁護士1名
計5名

② 諮問件数

児童福祉法第27条第6項に基づく意見聴取 12件

児童福祉法施行令第29条に基づく里親認定 7件

(8) 児童福祉週間事業

浜松市児童相談所の事業を広く市民に広報するため、例年「児童福祉週間」(5月5日から11日まで)の周知に併せて、浜松市ゆかりの著名人や児童福祉関係者に「一日児童相談所長」を委嘱し、児童相談所の業務や児童福祉施設の事業を視察し講評をいただいています。

① 一日児童相談所長の委嘱

実施日：令和5年5月10日(水)

嘱託者：浜松市障がい者基幹相談支援センター 所長 雨宮 寛

内 容：児童相談所総合会議見学

一時保護所「わかばのいえ」見学

児童養護施設「清明寮」見学

(9) 児童虐待防止・健全育成活動(出前講座)

(人)

番号	開催日	内 容 (テーマ)	対 象	参加人数
1	4月22日(土)	児童相談所の業務について	福祉関係者	50
2	6月14日(水)	児童相談所の業務について	大学生	20
3	6月29日(木)	児童相談所の業務について	教育関係者	40
4	7月14日(金)	児童相談所の業務について	相談支援関係職員	10
5	8月23日(水)	児童相談所の業務について	保育士、幼稚園教諭	15

(人)

番号	開催日	内 容 (テーマ)	対 象	参加人数
6	9 月 8 日 (金)	児童相談所の業務について	福祉関係者	12
7	10 月 1 日 (日)	児童相談所の業務について	医療機関職員	30
8	10 月 27 日 (金)	児童相談所の業務について	相談支援関係職員	15
9	11 月 14 日 (火)	児童相談所の業務について	相談支援関係職員	60
10	11 月 17 日 (金)	里親について	医療機関職員	45
11	11 月 17 日 (金)	児童相談所の業務について	保育士、幼稚園教諭	50
12	11 月 30 日 (木)	児童相談所の業務について	保育士、幼稚園教諭	15
13	12 月 7 日 (木)	児童相談所の業務について	医療機関職員	10
14	1 月 12 日 (金)	里親について	大学生	18
15	2 月 6 日 (火)	児童相談所の業務について	医療機関職員	50
16	2 月 17 日 (土)	児童相談所の業務について	保育士、幼稚園教諭	23
参加人数合計				463

(10) 研修実績

① 児童相談所職員内部研修

職員の資質向上のため、職員が相互に講師となったり、参加者全体で意見交換したりすることにより研修を行っています。

(人)

番号	開催日	内 容 (テーマ)	講 師 (発表者)	参加 人数
1	4 月初旬	新任職員等研修	児童相談所職員	12
2	4 月 5 日 (水)	新任職員等コミュニケーション研修	児童福祉司、児童心理 司	16
3	6 月 14 日 (水)	職員のメンタルヘルス研修	児童福祉司、児童心理 司	25
4	6 月 28 日 (水) 7 月 5 日 (水)	こどもの権利から学ぶこどもへの関 わり	児童福祉司、児童心理 司	18
5	7 月 12 日 (水) 7 月 19 日 (水)	トラウマインフォームドケア	児童心理司	18
6	7 月 12 日 (水)	休日夜間の緊急対応研修	児童福祉司	9
7	7 月 25 日 (火)	判定グループ研修 (事例検討)	児童心理司	15
8	8 月 2 日 (水)	家族再統合支援研修①	児童福祉司、児童心理 司	12
9	8 月 2 日 (水) 8 月 9 日 (水)	トラウマについて①	児童心理司	15
10	8 月 23 日 (水)	機関連携研修	児童福祉司、児童心理 司	16
11	8 月 23 日 (水) 8 月 30 日 (水)	トラウマについて②	児童心理司	14
12	9 月 6 日 (水) 9 月 13 日 (水)	愛着障害について	児童心理司	15
13	9 月 13 日 (水)	家族再統合支援研修②	児童福祉司、児童心理 司	14
14	9 月 19 日 (火)	アセスメント研修	児童福祉司	16
15	9 月 20 日 (水) 9 月 27 日 (水)	心理発達段階について①	児童心理司	15
16	10 月 4 日 (水)	ペアレント・トレーニング研修	児童心理司	19

(人)

番号	開催日	内 容 (テーマ)	講 師 (発表者)	参加 人数
17	10 月 4 日 (水) 10 月 18 日 (水)	心理発達段階について②	児童心理司	15
18	10 月 17 日 (火)	児童心理司研修会復命研修	児童心理司	16
19	10 月 25 日 (水)	ケースカンファレンス研修	児童福祉司	19
20	10 月 25 日 (水) 11 月 1 日 (水)	知的障害について	児童心理司	15
21	11 月 1 日 (水)	他機関制度研修	児童福祉司	20
22	11 月 8 日 (水) 11 月 15 日 (水)	一時保護所のあるべき姿・特性のある こどもへの対応①	児童心理司	16
23	11 月 15 日 (水)	法務研修	児童相談所非常勤弁護士	20
24	11 月 21 日 (火)	判定グループ研修 (事例検討)	児童心理司	16
25	11 月 22 日 (水) 11 月 29 日 (水)	一時保護所のあるべき姿・特性のある こどもへの対応②	児童心理司	15
26	12 月 6 日 (水)	虐待対応のコーディネートに関する 研修	児童福祉司	22
27	12 月 13 日 (水)	職場のメンタルヘルス研修	児童福祉司、児童心理 司	20
28	12 月 13 日 (水) 1 月 10 日 (水)	一時保護所のあるべき姿・特性のある こどもへの対応③	児童心理司	15
29	1 月 17 日 (水) 1 月 24 日 (水)	一時保護所のあるべき姿・特性のある こどもへの対応・虐待と愛着に焦点を 当てて	児童心理司	14
30	1 月 31 日 (水) 2 月 7 日 (水)	背景にあるトラウマに気づく	児童心理司	16
31	2 月 14 日 (水)	こどもの権利擁護に関する研修	児童福祉司	18
32	2 月 14 日 (水) 2 月 21 日 (水)	背景にある愛着の問題について気づ く	児童心理司	15
33	2 月 20 日 (火)	判定グループ研修 (事例検討)	児童心理司	13

(人)

番号	開催日	内 容 (テーマ)	講 師 (発表者)	参加 人数
34	3 月 6 日 (水) 3 月 13 日 (水)	トラウマ・愛着の問題に対してどのように対応するか	児童心理司	14
参加人数合計				548

② 外部（参加）研修及び会議

(人)

番号	研修名	主 催	場 所	開催 時期	日数	参加 人数
1	児童相談所長・県立児童福祉施設長合同会議	静岡県中央児童相談所	静岡市	5 月	1 日	1
2	全国児童相談所長会総会及び全体協議会	全国児童相談所長会	東京都	9 月	1 日	1
3	児童福祉主幹課長・児童相談所長会議	こども家庭庁	東京都	9 月	1 日	1
4	東京都及び政令指定都市児童相談所長会議	大阪市中央こども相談センター	大阪市	9 月	2 日	1
5	東海北陸ブロック児童相談所長会議	東海・北陸ブロック児童相談所長会	静岡市	10 月	1 日	1
6	東海北陸ブロック児童相談所実務者担当課長会議	東海・北陸ブロック児童相談所長会	静岡市	12 月	1 日	1
7	県下刑事官・生活安全課長会議	静岡県警察本部	静岡市	5 月	1 日	1
8	児童相談所と県警との情報交換会議	静岡県警察本部	静岡市	4～3 月	10 日	1
9	警察と児童相談所等との合同研修会	静岡県こども未来局	藤枝市	11 月	1 日	3
10	犯罪被害者等支援担当者研修会	静岡県くらし・環境部交通安全課	浜松市	4 月	1 日	1
11	面接スキルトレーニング研修	静岡県中央児童相談所	静岡市	6～1 月	7 日	9
12	第一回静岡県児童相談所児童心理司等研修会	静岡県西部児童相談所	静岡市	10 月	1 日	4
13	第二回静岡県児童相談所児童心理司等研修会 ※	静岡県東部児童相談所	沼津市	2 月	1 日	35

(人)

番号	研修名	主 催	場 所	開催 時期	日数	参加 人数
14	児童福祉司任用前講習会等合同 研修	静岡県、静岡市、 浜松市	静岡市	4～6月	6日	8
15	児童福祉司任用後研修	静岡県、静岡市、 浜松市	静岡市	8～2月	5日	3
16	東海・北陸ブロック一時保護所職 員研修 ※	岐阜県	岐阜市	11月	1日	2
17	児童からの聴取技法研修会	静岡県警察本部	静岡市	12月	2日	2
18	静岡少年鑑別所拡大研修会	静岡少年鑑別所	静岡市	2月	1日	2
19	指導教育担当児童福祉司任用前 研修 ※	こどもの虹情報研 修センター	横浜市	5～1月	6日	3
20	児童相談所職員合同研修 ※	こどもの虹情報研 修センター	横浜市	7月	1日	1
21	児童相談所、一時保護所職員スー パーバイザー研修 ※	国立武蔵野学院附属 人材育成センター	さいたま市	7月	3日	1
22	児童相談所、一時保護職員実務者 研修	国立武蔵野学院附属 人材育成センター	さいたま市	10月	3日	1
23	児童相談所児童福祉司スーパーバ イザーを育成する立場にある指導 的職員へのブロック研修	西日本こども研修セ ンターあかし	名古屋市	10月	2日	1
24	日本こども虐待防止学会第29 回学術集会滋賀大会	日本こども虐待防 止学会	大津市 草津市	11月	2日	4
25	全国児童心理司会研修 ※	全国児童心理司会	東京都	12月	1日	8
受講者数合計						96

※ インターネットを利用したオンライン開催に参加。

主要関係機関一覧

静岡県内児童相談所			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
静岡県中央児童相談所	426-0075	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-646-3570
静岡県賀茂児童相談所	415-0016	下田市中 531-1	0558-24-2038
静岡県東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町 1-3	055-920-2085
静岡県富士児童相談所	416-0906	富士市本市場 441-1	0545-65-2141
静岡県西部児童相談所	438-8622	磐田市見付 3599-4	0538-37-2810
静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町 914-417	054-275-2871

浜松市児童福祉担当課（家庭児童相談室）			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
中央福祉事業所児童家庭課	430-8652	浜松市中央区元城町 103-2	053-457-2300
中央福祉事業所（東）児童家庭担当	435-8686	浜松市中央区流通元町 20-3	053-424-0121
中央福祉事業所（西）児童家庭担当	431-0193	浜松市中央区雄踏一丁目 31-1	053-597-1157
中央福祉事業所（南）児童家庭担当	430-0897	浜松市中央区江之島町 600-1	053-425-1564
浜名福祉事業所社会福祉課	434-8550	浜松市浜名区貴布祢 3000	053-585-1677
浜名福祉事業所（北）社会福祉担当	431-1395	浜松市浜名区細江町気賀 305	053-523-2893
天竜福祉事業所社会福祉課	431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣 481	053-922-0173

浜松市母子保健担当課			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
中央健康づくりセンター	430-8652	浜松市中央区元城町 103-2	053-457-2835
中央健康づくりセンター（東）	435-8686	浜松市中央区流通元町 20-3	053-424-0122
中央健康づくりセンター（西）	431-0193	浜松市中央区雄踏一丁目 31-1	053-597-1174
中央健康づくりセンター（南）	430-0897	浜松市中央区江之島町 600-1	053-425-1710
浜名健康づくりセンター	434-8550	浜松市浜名区貴布祢 3000	053-585-1120
浜名健康づくりセンター（北）	431-1395	浜松市浜名区細江町気賀 305	053-523-1956
天竜健康づくりセンター	431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣 530-18	053-925-3155

警察			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
浜松中央警察署	430-0906	浜松市中央区住吉五丁目 28-1	053-475-0110
浜松東警察署	430-0805	浜松市中央区相生町 14-10	053-460-0110
浜松西警察署	431-1112	浜松市中央区大人見町 3452-1	053-484-0110
浜北警察署	434-0042	浜松市浜名区小松 3218	053-585-0110
細江警察署	431-1305	浜松市浜名区細江町気賀 4640	053-522-0110
天竜警察署	431-3311	浜松市天竜区二俣町阿蔵 8-3	053-926-0110



出世大名 家康くん

出世法師 直虎ちゃん

浜松市児童相談所

〒430-0929

静岡県浜松市中央区中央一丁目12番1号

静岡県浜松総合庁舎4階

Tel 053-457-2703 Fax 053-457-2645

E-mail jidosodan@city.hamamatsu.shizuoka.jp